

令和３年度 経済産業省委託
産業保安等技術基準策定調査研究等事業

高圧ガス保安技術基準作成・運用検討 報告書

令和４年３月
高圧ガス保安協会

目次

0. 用語の定義	1
1. 調査概要	2
1.1 目的	2
1.2 調査内容等	2
2. 各事項の検討について	4
2.1 「その他製造」の運用解釈に関する検討	4
2.1.1 本事業開始時点での状況	4
2.1.2 検討経緯、結果	4
2.1.3 今後の検討の方向性	8
2.2 多段減圧に係る法令上の取扱いに関する検討	9
2.2.1 本事業開始時点での状況	9
2.2.2 検討経緯、結果	9
2.2.3 今後の検討の方向性について	10
2.3 在宅酸素療法に使用する酸素ボンベ等の取扱いに関する検討	11
2.3.1 検討の背景と在宅酸素療法の現状	11
2.3.1.1 在宅酸素療法について	11
2.3.1.2 供給形態別の在宅酸素療法患者数	12
2.3.1.3 高圧ガスである在宅酸素療法用酸素の販売契約について	13
2.3.2 検討の進捗状況	13
2.3.2.1 検討の方向性について	13
2.3.2.2 JIMGA 自主基準案について	14
2.3.2.3 液化酸素装置に係る充填準備について	14
2.3.2.4 定期点検頻度の見直しについて	14
2.3.2.5 容器所有者の明確化について	15
2.3.2.6 規制対象者について	15
2.3.3 改正試案及び今後必要な検討	16
2.4 法定手続きの合理化等に関する検討	17
2.4.1 検討の方針	17
2.4.2 検討の方法	17
2.4.3 運用に係る見直しの可能性の検討結果の概要	17
2.4.3.1 高圧ガス保安法における特定設備検査合格証の取扱の調査	17
2.4.3.2 高圧ガス保安法に基づく完成検査等における特定設備検査合格証の取扱に係る調査	18
2.4.3.3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)におけるバルク貯槽に係る特定設備検査合格証の取扱に係る調査	22
2.4.3.4 特定設備検査合格証の交付、再交付直後の返納に係る実績調査	26
2.4.3.5 旅券法等他法令における証明書等を紛失している場合における取扱の調査	26
2.5 高圧ガスと危険物の混載制限に関する検討	33
2.5.1 本事業開始時点での状況	33
2.5.2 調査内容	34
2.5.3 今後の検討の方向性	37

0. 用語の定義

本報告書では、以下の略称等を使用する場合がある。

ただし、経済産業省の仕様書や本委員会以外の資料を引用する場合は、その資料に基づくことを原則とするため、用語の不整合が生じる場合がある。

略称	説明
一般則	一般高圧ガス保安規則
液石則	液化石油ガス保安規則
基本通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
高圧法	高圧ガス保安法
高圧ガス保安室	（経済産業省）産業保安グループ高圧ガス保安室
コンビ則	コンビナート等保安規則
法	高圧ガス保安法
製造細目告示	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
政令	高圧ガス保安法施行令
政令関係告示	高圧ガス保安法施行令関係告示
特定則	特定設備検査規則
容器則	容器保安規則
JIMGA	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
KHK	高圧ガス保安協会
METI	経済産業省

1. 調査概要

1.1 目的

高压ガスは、我々の経済活動や日常生活の様々な場面で利用され欠かせないものとなっているが、同時に、高压ガスの取扱いには一定のリスクを含んでいることから、災害の発生防止を目的に、高压ガスの製造、消費等に関し高压ガス保安法に基づく規制を行っている。

我が国における高压ガスの規制法は、大正 11 年（1922 年）制定の圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法を起源とし、以降、昭和 26 年（1951 年）の高压ガス取締法への全面改正、そして平成 9 年（1997 年）に高压ガス保安法に改められて今日に至る。100 年もの長きにわたり運用を続ける中で、災害の未然防止はもとより、保安の確保を前提に、高压ガスの利用拡大、科学技術の進歩、経済社会や国際整合化の要請等の新たな知見・ニーズや情勢変化に対応するため、数多くの法改正に加え、省令・告示等による様々な技術基準を定め、それら法令の詳細な運用解釈も多数示されてきた。

近年では特に、保安人材の不足や保安確保に要するコストの増大を背景に、従来からの規制内容が現状に合わなくなってきた状況から、法制度の見直しを求めるニーズが高まっている。

かかる状況を踏まえ、本事業は、高压ガス保安法令の運用上の課題を有するテーマの中から法技術的な論点の抽出・整理及び見直し案の検討を行い、合理的かつ最適な高压ガス保安法制及びその運用に資することを目的とする。

1.2 調査内容等

本事業の実施計画書（仕様書）による調査事項は以下のとおり。

① 「その他製造」の運用解釈に関する検討

高压ガス保安法では、高压ガスの製造を行う場合、原則として、同法第 5 条に基づく都道府県知事の許可又は届出及び製造に係る技術基準の遵守が必要となる。一方で、製造に係る技術基準の順守のみが求められているものを「その他製造」と称し、法的には、許可又は届出を要するものと法の適用除外となるものとの間の位置付けとしている。

「その他製造」に該当するものとしては、現行の省令上、アキュムレータ（高压ガスの蓄圧を利用して流体機器でのエネルギーの蓄積を行う装置で、外部のガスの供給源と配管により接続されていないもの。）などが定められているが、当該装置で高压ガスの製造が反復継続して行われることから、そのことが高压ガスの製造の事業とみなされ、第二種製造者としての届出が求められるケースもある。

また、大学等の研究機関における実験室レベルでの高压ガスの製造など、高压ガスの取扱い上のリスクが小さいケースでは、第二種製造者としての届出の規制が過重との指摘もあり、公共の安全を確保しつつ、一定条件のもとで規制適用の軽減・簡素化を図る余地があると考えられる。

以上を踏まえ、規制見直しのニーズ及び第二種製造者としての規制や法の適用除外との関係性を念頭に置きながら、「その他製造」の対象範囲や定義、技術基準及び運用の見直しの可能性を検討する。

② 多段減圧に係る法令上の取扱いに関する検討

高压ガスの範囲内での減圧は高压ガスの製造とされ、また、高压ガスを（高压ガスではない）低压の状態まで減圧することは高压ガスの消費とされている。

しかし、半導体製造設備等で活用されている多段減圧（高压ガスを“一連の複数段階を経て”低压の状態まで減圧すること）については、低压の状態まで減圧することが目的であるにもかかわらず、高压ガスの製造とされており、諸外国と比べても規制が過重との指摘もある。

このため、多段減圧が行われている事例を幅広く収集し、安全の確保を踏まえた製造の規制適用や技術基準の見直しの可能性を検討する。

③ 在宅酸素療法に使用する酸素ボンベ等の取扱いに関する検討

在宅酸素療法において高压酸素が充填された酸素ボンベ等を取り扱う際の安全性を確保するため、「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」（通商産業省立地公害局保安課長通達（平成元年 11 月元保安第 69 号））が通知されている。同基準の発出後、今日に至るまで、

技術革新による装置の安全性向上、関係省庁や関係機関等による安全指導等がなされてきているが、基準の内容については見直しが行われておらず、現状と合わなくなっている。

このため、実際の運用方法や業界が作成するガイドライン等を踏まえ、実態に即した基準の見直しを検討する。

④ 法定手続きの合理化等に関する検討

高圧ガス保安法で定められている諸手続きのうち合理化等の余地があると考えられるものについて、安全性の確保を前提としつつ、背景事情も勘案しながら見直しの可能性を検討する。

（例）特定設備のくず化時における「特定設備検査合格証」の返納手続き

特定設備が特定設備検査に合格した際に交付される特定設備検査合格証については、特定設備をくず化した時に、高圧ガス保安法第 56 条の 6 に基づき、交付先に返納しなければならないとされている。一方で、バルク貯槽のように長期にわたり使用される設備については、使用中で合格証を紛失する例があり、その場合は、再交付を受けることができるが、くず化時に合格証を紛失している場合は、再交付した上で返納することが必要であることから、当該手続きの運用に係る見直しの可能性を検討する。

⑤ 高圧ガスと危険物の混載制限基準に関する検討

高圧ガスと危険物を同一の車両に積載して移動することは、高圧ガス保安法及び消防法でそれぞれ制限しているが、現状、各法令で定める規制対象等の技術基準の内容に差異が生じている。

かかる状況を踏まえ、混載に係る技術基準の見直し案を検討する。

2. 各事項の検討について

2.1 「その他製造」の運用解釈に関する検討

2.1.1 本事業開始時点での状況

高压法における高压ガス製造設備に対する規制は、対象となる設備の処理能力や仕様等に
応じて以下の①～④に分類される。

- ① 技術上の基準の遵守及び都道府県知事等の許可が必要なもの（法第 5 条第 1 項）
- ② 技術上の基準の遵守及び都道府県知事等への届出が必要なもの（法第 5 条第 2 項）
- ③ 技術上の基準の遵守のみ必要なもの（法第 13 条 いわゆるその製造）
- ④ 高压ガス保安法の適用を受けないもの（法第 3 条 適用除外）

極めてリスクが低いと考えられる設備と、他法令により規制を受けている設備は④に該当する。閉じた系において高压ガスの製造を行う一部の設備（例：緩衝装置）や、反復、継続しない高压ガスの製造行為は③に該当することになる。③④のどちらにも該当しない設備については、処理能力が一定以上のものは①、一定未満のものは②に分類され、①に該当する場合は行政への許可申請が、②に該当する場合は行政への届出が必要となっている。

③及び④の各規定は、設備の仕様や用途を限定したものを対象としているため、リスクが低いと考えられる設備や用途を定性的に規定したものにはなっておらず、ここから外れてしまうものは、すべて①又は②とされてしまっている。③または④に該当する設備と同程度にリスクが低いと考えられる設備であっても、法令で要求する仕様、用途から外れているために②に該当し、届出が必要となるケースが多く存在する。例として、政令関係告示第 4 条の 2 の規定により、一定要件を満たした分析機器は高压法の適用除外となるが、同様の設備であっても、分析を目的としていない場合、「分析機器」に該当せず、法第 5 条第 2 項の届出が必要であると判断される恐れがある。

こういった現状を踏まえ、相応にリスクが低いと考えられる製造行為については、③「その他製造」に該当するとして行政手続きを不要とできないか検討を行った。なお、④適用除外については、令和 3 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業にて検討中であるため、本事業では取り上げないこととした。

2.1.2 検討経緯、結果

現行の「その他製造」の規定は、設備の仕様や用途を限定した「モノ指定」である。従来は、リスクが低いと考えられる設備を「その他製造」に追加する際は、都度委員会で検討し、安全性が確認されたらその設備について仕様、用途を限定して、「その他製造」又は適用除外に規定するという手順が取られていた。

今回の検討では、リスクが低いと考えられる設備を設備の仕様や用途を限定した「モノ」ではなく、設備の性能や取り扱うガス種等の定性的な条件を設け、その範囲内の設備はすべて「その他製造」に該当するといった整理をすることを目的とし、その適切な条件を検討した。なお、現行法令におけるその他製造に該当するものとして、一般則第 13 条で以下のものが規定されている。

- ① エア・サスペンション（不活性ガス又は空気を封入したもの）
- ② 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置）
- ③ 制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置

（1）検討方法について

「その他製造」となる条件を検討するうえで、まずは現行の高压法における規制対象とされる閾値を整理した（表 2.1-1 参照）。

表 2.1-1：高圧ガス保安法令における閾値（概要）

規制の種類	条項号	内容
容器等適用除外	法第 3 条第 2 項	• <u>内容積 1 dl 以下の容器</u> には、容器検査に係る規定を適用しない。
製造届出	法第 5 条	• <u>処理能力 0 以上</u> の処理設備を使用して高圧ガスの製造を行う者は、高圧ガス製造者としての許可又は届出が必要。
貯蔵許可・届出	法第 16 条	• <u>容積 300m³ 以上の高圧ガスを貯蔵する</u> 場合、貯蔵所としての許可又は届出が必要。
販売届出	法第 20 条の 4	• <u>貯蔵数量が常時 5m³ 未満</u> の販売所で特定の高圧ガス(令第 6 条)を販売する場合、販売事業の届出が不要。
高圧法適用除外	令第 2 条第 3 項	• 圧縮装置内における圧縮空気等であって、<u>温度 35 度において圧力 5MPa 以下</u> のものは、法の適用除外。 • <u>内容積 1 L 以下の容器内における液化ガスであって、温度 35 度において圧力 0.8MPa</u>（不活性のフロンの場合は <u>2.1MPa</u>）以下のもので、告示（政令関係告示第 4 条）で定めるものは、法の適用除外。 • <u>設備内のガスの容積が 0.15m³ 以下</u> のもので、告示（政令関係告示第 4 条の 2）で定めるものは、法の適用除外。
販売届出適用除外	令第 6 条	• <u>内容積 300ml 以下の容器</u> 内における高圧ガスであって、<u>温度 35 度において圧力 20MPa 以下</u> のもの • 内容積 1.2L 以下の容器内における液化フルオロカーボン
特定設備適用除外	特定則第 3 条	• <u>圧力（MPa）と体積（m³）の積が 0.004 以下</u> • <u>内容積が 0.001m³ であって、設計圧力が 30MPa 未満</u>
高圧法適用除外	政令関係告示第 4 条	• <u>内容積 30cm³ 以下</u> の容器に充填された液化ガス（例外有） • 所定の基準を満たす容器に充填された液化フルオロカーボン 1234yf 等 • <u>温度 35 度においてゲージ圧力 0.8MPa</u> 以下のもののうち、毒性ガスを含まないものであって、所定の基準を満たすもの。
高圧法適用除外	政令関係告示第 4 条の 2	• 分析機器内の高圧ガスであって、<u>内容積が 100ml 以下</u> であり使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること • <u>内容積 100ml 以下</u> のエアバック発生器であって、所定の要件を満たすもの • 空気銃内における <u>内容積 500ml 以下</u> の高圧ガスであって、所定の要件を満たすもの • 放水銃内における <u>内容積 500ml 以下</u> の高圧ガスであって、所定の要件を満たすもの • 空気銃等に高圧ガスを充てんするための設備における内容積 500ml 以下の高圧ガスであって、所定の要件を満たすもの

今回検討する高圧ガスの製造は製造設備の処理能力に応じた規制となっていることから、高圧ガスの製造行為を「昇圧行為の有無」と「製造するガスの種類」に区別して、リスクが小さいと思われるものから段階的に「その他製造」の条件とすることが適切であるかどうか検討することとした。このとき、昇圧行為がある場合の処理能力の閾値は、第二種製造者に係る技術上の基準が 30m³/日以上の場合とそれ未満の場合で分かれていることを考慮し、30m³/日を上限とした適当な値であるとした。また、「その他製造」とした場合であっても、現行法令と同等の技術上の基準がかかることとし、あくまで手続きのみが簡素化されるという前提で検討を行った。

具体的には、以下の表 2.1-2 の表のとおり要件を分類し、リスクが小さいと思われるも

のとして、まずは STEP A と STEP B に該当する不活性ガス又は空気の製造行為であって処理能力が 0 のもののを「その他製造」の要件とすることが適当であるかを検討することとした。

表 2.1-2 : 「その他製造」の要件として検討するものの範囲

リスク小 ➡ リスク大

小 ↓ 大	製造するガスの種類	昇圧行為の有無	
		なし	あり
	不活性ガス	STEP A※ ¹	STEP B'
	空気、酸素	STEP B※ ²	STEP C'
	特定不活性ガス	STEP C	STEP D'
	可燃性ガス	STEP D	STEP E
	毒性ガス	(検討対象外)	(検討対象外)

※1 STEP A にあたるものは以下の例が考えられる。

(いずれも圧縮機等の処理設備を用いて昇圧するものを除く。)

- ・窒素による耐圧試験及び気密試験
- ・アキュムレータ（外部のガス供給源と配管で接続されていないもの）に窒素ガスを補充する際の窒素の移充填
- ・家庭用炭酸水メーカー等での圧力の高い容器から小型の容器への炭酸ガスの移充填。

※2 STEP B にあたるものは以下の例が考えられる。

(いずれも圧縮機等の処理設備を用いて昇圧するものを除く。)

- ・スキューバダイビング用の圧力の高い容器から、小型の容器への圧縮空気の移充填
- ・在宅医療用酸素の親容器から子容器への移充填

(2) 自治体連絡会での意見

不活性ガス又は空気の製造行為であって処理能力が 0 のものについて、自治体連絡会（※3）の委員に対してアンケートを実施したのち、連絡会で意見を求めることとした。アンケートの内容、回答及び連絡会での意見は以下の通り。

※3 令和 3 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業の実施のために設置された、地方自治体の高圧ガス保安法を担当する職員 11 名を委員とする連絡会

1) アンケートの内容について

以下の(a)～(d)を自治体連絡会の委員に照会した。

- (a) 法令改正を行い、不活性ガス又は空気の製造行為であって処理能力が 0 のものを「その他製造」に該当するとし、当該行為に係る製造の届出を不要とした場合、保安上の懸念はあるか。現状受理されている高圧ガス製造事業届出を勘案した上で、懸念の有無を教えていただきたい。なお、この場合において、「その他製造」の技術上の基準を適切な技術上の基準（例えば、処理能力 30m³/日未満の製造に係る技術上の基準など）に改正したうえで、当該基準が適用されることとする。
- (b) (a)の回答の理由・背景を教えていただきたい。
- (c) 不活性ガス又は空気の製造行為であって処理能力が 0 のものとして、以下の行為が該当すると認識している。この他に、本件を検討するうえで考慮するべきだと思う製造行為の具体例があれば教えていただきたい。
 - ・窒素による耐圧試験及び気密試験（圧縮機等の処理設備を用いて昇圧するものを除く。）
 - ・炭酸ガス容器から家庭用炭酸水メーカーの容器（容器検査受検済みのものに限る。）への炭酸ガスの移充填。
 - ・スキューバダイビング用容器への圧縮空気の移充填

- ・上記のほか、容器等から容器等への移充填及び減圧弁による減圧行為全般
- (d) その他、本件に関するご意見等があれば教えていただきたい。

2) アンケート結果

- (a) 懸念があると回答したのは **6** 委員、懸念がないと回答したのは **5** 委員であった。

- (b) a)の理由・背景として、主な意見は以下のとおり。

(「懸念がある」と回答した理由・背景)

- ・届出不要となったことを受け、新規の事業者が技術上の基準を遵守せずに高压ガスを扱うこととそういった事業者を行政側が把握できなくなることに懸念がある。
- ・一般のユーザーが高压ガスの製造をする際に、技術上の基準を守らない恐れがある。
- ・特に家庭用炭酸水メーカーで使用される炭酸ガス容器への充填が「その他製造」となった場合、炭酸水メーカーの使用者が自ら移充填行為を行うことが想定され、その際に容器再検査等が守られない可能性がある。
- ・スクーバダイビング用の容器への圧縮空気の充填は、容器管理が不十分なことによる破裂事故が起きている。たとえ昇圧がなかったとしても、保安教育等の義務がなくなることは、保安上支障があるのではないか。
- ・届出不要とした場合、火気を取り扱う施設等との距離に関する規制が守られない恐れがある。

(「懸念がない」と回答した理由・背景)

- ・製造の届出が不要になることにより、事業者が高压ガスを取り扱っているという意識が薄れることが懸念されるが、販売店側の管理が適切であれば大きな影響はないと考える。
- ・不活性ガスと圧縮空気であれば、事故発生種別で最も多い「漏えい・噴出」時の危険性が比較的低く、届出を不要とすると行政事務の削減にもなるため、賛成である。
- ・取り扱うガスが人体に危険性があるものではなく、また手続きのみの緩和であるので懸念はない。

- (c) 不活性ガス又は空気の製造行為であって処理能力が **0** のものの具体例として、以下のものが挙げられた。

- ・在宅医療用酸素の親容器から子容器への移充填
→設備事態がパッケージ化されているため、安全性がある程度確保されている。
製造事業の届出が必要であることから、使用開始まで **20** 日要してしまう、製造廃止届出に関しても、使用者が死亡したことによる廃止が大多数を占め、正式な手続きが困難である。
- ・**500L** 未満の **LGC** 容器による製造（そうガス蒸発器の出口圧力が **1MPa** 以上のものを除く）
→平成 **5** 年の **KHK** 運用統一委員会通知「液面加圧器を付属した容器について」で届出不要としている自治体が多く、**LGC** による製造を法的に届出不要である「その他製造」とした際に生じる影響が軽微であると考ええる。
- ・付属冷凍であって、冷凍能力が冷凍則における「その他製造」に該当する程度のもの
→冷凍則適用の場合には「その他製造」であることから、付属冷凍として用いる際の届出に必要な技術資料が足りていないことがある。冷凍則において届出不要であれば、一般則においても不要として差し支えないと思料する。
- ・中国製のレーザーエッジング加工機を輸入している業者から照会があった事例。レーザー照射位置を不活性雰囲気にするため、アルゴンを使用しているが、装置内が減圧後も **1MPa** 以上である場合は高压ガスの製造行為にあたるのかと聞かれ、減圧後も **1MPa** であれば製造行為にあたりと回答した。
- ・航空機タイヤへの窒素ガス充填のための減圧弁

(d) 本検討に関する意見として、以下のものが挙げられた。

- ・「その他製造」は届出が不要であるとして話が進んでいるが、法令上は、高圧ガスを製造する場合は法第5条第1項に基づく許可申請又は法第5条第2項に基づく届け出が必要となるため、現状の条文では「その他製造」を届出不要とできるのか疑義がある。当自治体では、「その他製造」は慣習的に届出不要としているが、通達等で明記されているとありがたい。
- ・措置をする場合、あくまで対象が不活性ガス又は圧縮空気であり、これ以外を対象外であることを十分に周知する必要がある。また届出が不要となることで保安意識の低下を招き、過充填や容器の破裂といった事故が発生するおそれがあるため、注意喚起が必要であると考ええる。
- ・在宅酸素療法における酸素の移充填も「その他製造」としてよいと考える。

3) 連絡会での議論について

令和4年1月31日に実施した第4回自治体連絡会で本件について意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・スキューバダイビング用の圧縮空気の充填は事故が起こりやすいという実情がある。昇圧を伴わない充填であっても、「その他製造」とするのは難しいのでは。
- ・アンケート中、在宅療養用の酸素を「その他製造」にしてはと言及している回答があるが、酸素は非常に危ないため、「その他製造」にするのは難しいのではないかと。
- ・一般消費者が高圧ガスの移充填を安全に行うことができるかが不安である。容器から家庭用の炭酸水メーカーに備え付けられた容器への炭酸ガスの移充填について、Youtube等で解説動画が上がっているが、これが「その他製造」になると一般の人ができるようになり、二酸化炭素が密室で漏れることを想定すると危険だと考える。
- ・容器への移充填を届出の対象から外した場合、容器の適切な管理や、容器再検査等の規定が守られるための担保がなくなってしまうのではないかと。当自治体では、移充填を行っているような事業者（主にスキューバダイビング事業者。ナイトロックスを作るところがほとんど。）に対して年に1回程度立ち入り検査を実施し、容器再検査の期限確認を適切に行っているかを確認している。スキューバダイビング事業者など、容器再検査期限の管理がよい加減な事業者もいるのが現状。これが一般の人まで広がったら危険ではないかと。
- ・炭酸水メーカーのための二酸化炭素の移充填やスキューバダイビングのための空気の移充填を行う人から届出がされ、それを行政が管理するとなると、膨大な量となることが予想され、本当に管理が必要な事業者への対応がおろそかになってしまうことも考えられる。
- ・「その他製造」としたときに、帳簿の記載義務がしっかり果たされるかという懸念もある。

2.1.3 今後の検討の方向性

自治体連絡会の委員へのアンケート回答及び連絡会の意見交換から、処理能力が0の製造行為で、かつ不活性ガスを用いる場合であっても、「その他製造」として届出不要するのは危険であると指摘する声があった。自治体連絡会の委員が特に懸念していたのは、例えば炭酸ガスの移充填など、一般消費者やそれに近い事業者が行うことが想定される高圧ガスの製造行為に届出義務がなくなること、行政の目が行き届かなくなり、規制が十分に機能しなくなるのではないかと。一方で、処理能力が0の製造行為で、かつ不活性ガスを用いる場合であれば十分に安全であるため、届出までは不要であるという意見や、行政事務の省力化の観点から届出を不要してもいいのではないかとという意見もあった。処理能力及びガス種のみを判断基準として、「その他製造」の範囲を規定することは困難であるものの、リスクが小さい製造行為も包含されているため、さらにここからリスクが小さい製造行為を特定して、対象を狭める方向で、適切な「その他製造」の範囲について検討することが望ましいと考えられる。

2.2 多段減圧に係る法令上の取扱いに関する検討

2.2.1 本事業開始時点での状況

高压ガスを減圧するとき、減圧後のガスが高压ガスとなる場合、当該減圧行為は高压ガスの製造に該当し、製造に係る技術上の基準の適用を受けるほか、法第 5 条第 2 項に基づく届出が必要となる。

SiH₄や NF₃等の特殊高压ガスを用いる半導体工場では、工場の大規模化や製造する半導体装置の大型化に伴い、特殊高压ガスの使用量が増加している。これらの特殊高压ガスは、一般的に容器内で圧力 10MPa 程度であり、供給のために 0.7MPa 程度まで減圧している。10MPa から 0.7MPa まで減圧するとき、本来であれば、多段減圧で少しずつ減圧していくのが安全だが、多段減圧とすると高压ガスの製造に関する規制が適用されてしまうため、一段で減圧しているケースが多い。一段で減圧する場合、急激に圧力が下がることから、断熱膨張が発生し、流量によっては急激に温度が低下することとなる。減圧弁周囲に空気中の水分が結露することもあるため、配管などを加温しなければならない場合がある。特殊高压ガスを使用しているため、加熱は危険であるとも考えられる。このように、高压ガスから高压ガスへの減圧行為を高压ガスの製造として規制しているために、かえって保安上のリスクが高い方法で高压ガスが取り扱われているケースがある。事業者がより安全に高压ガスを取り扱えるよう、多段減圧について、適切な規制を検討する必要がある。

2.2.2 検討経緯、結果

(1) 検討方法について

多段減圧について適切な規制を検討するため、今回検討する多段減圧という行為の対象範囲を検討するために、まず一段減圧と多段減圧の規制について図 2.2-1 のとおり比較・考察した。その結果、多段減圧の対象範囲として、最終的に消費を目的とする減圧とし、多段減圧については、製造ではないとする（一段減圧と同様に消費と貯蔵の規制のみに係る）という方向性で他に追加すべき要件がないか検討することとした。

一段減圧と多段減圧の法的扱いについて

- ◆ 高压ガスの消費を一段減圧で行う場合、貯蔵量が一定以下であれば①部の耐圧・気密・材料強度の確認は行わない。
 - ◆ 一方、多段減圧で行う場合は、貯蔵量に関わらず②～⑤部の耐圧、気密・材料強度の確認が必要。
- (減圧弁) 
(高压部) 

	一段減圧	多段減圧
製造	-	現行 ・ 第二種製造者としての届出及び②～⑤部の耐圧・気密・材料強度の確認が必要。 消費に一本化する場合 -
貯蔵	・ 貯蔵所：許可申請又は届出及び高压ガス配管部の耐圧・気密・材料強度の確認が必要。 ・ 上記以外：貯蔵に係る技術上の基準への適合が必要。耐圧・気密・材料強度の規定はなし。	
消費	・ 特定高压ガス消費者：届出が必要になるほか、高压ガス配管部の耐圧・気密・材料強度の確認が必要。 ・ その他消費：消費に係る技術上の基準への適合が必要。耐圧・気密・材料強度の規定はなし。	
備考	・ 貯蔵所又は特定高压ガス消費者に該当しない場合、①部の耐圧・気密・材料強度の規定はなし。	・ 現行では、減圧行為が高压ガスの製造に該当するため、貯蔵量に関わらず②～⑤部の耐圧・気密・材料強度の確認が必要。

- 一段減圧と多段減圧を比較すると、配管内の高压ガスの圧力は① = ② > ③ > ④ > ⑤であるため、一段減圧で①部の耐圧等を確認しないのであれば、**多段減圧で②～⑤部の耐圧等の確認も不要としても、前者と後者で安全性は変わらない**と考えられる。
- 一段減圧の減圧弁の方が、多段減圧のどの減圧弁よりも圧力差が大きいため、**減圧行為自体は一段減圧よりも多段減圧の方がリスクが低い**と考えられる。

⇒ 消費のみを目的とした多段減圧行為は「高压ガスの消費」であるとし、**当該行為内の減圧（高压→高压）は「高压ガスの製造」ではないと整理したい。**

図 2.2-1 一段減圧と多段減圧の法的扱いについて

検討を進めるうえで、本措置の対象となりうる設備の実例について、JIMGA に照会を依頼した。JIMGA が事務局を務める規制改革部会に所属している大手 9 社に対してアンケート調査を行い、2 社から別添 1 のとおり回答があった。

(2) 規制合理化案について

JIMGA の照会結果に示された装置を念頭に、多段減圧の範囲を定め、製造ではないとする（一段減圧と同様に消費と貯蔵の規制のみが係る）とする、規制合理化案を作成した。

多段減圧行為の規制合理化（案）

◆ 容器又は貯槽内の高圧ガスを消費する場合であって、「高圧ガスの消費」のみを目的として減圧（高圧→高圧）行為を行う場合、当該行為から最終的な消費までを「高圧ガスの消費」のための一連の行為であるとし、製造として扱わないものとする。

◆ JIMGA調査結果のうち、本措置（案）の対象となるかについては、以下のとおりとなるよう整理したい。

A-1：減圧の途中で配管が分岐するため、本措置（案）の対象外。

A-2,B-2～4：本措置（案）の対象。

A3,B1,B5：減圧弁を直列に設置する場合は本措置（案）の対象。

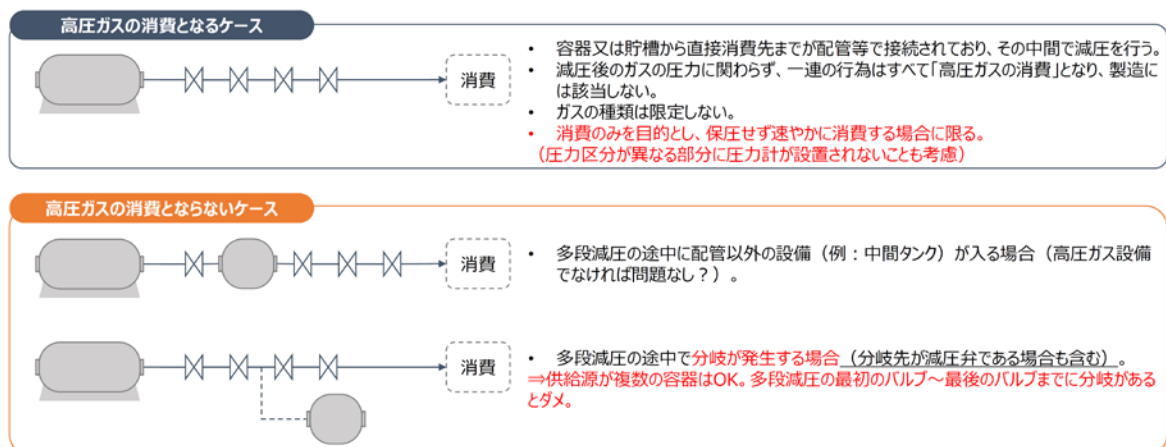


図 2.2-2 多段減圧行為の規制合理化（案）

案の作成に当たって考慮した点は以下のとおり。

- もとものの要望が、モノシランなどの特殊高圧ガスの消費に関する内容となっているため、要望に沿った措置とする場合、ガス種を限定するのは不適當である。
- 高圧ガス製造設備では、基本的に圧力区分を異にする箇所にはそれぞれ圧力計と安全弁が設けられている。製造の規制を外し、消費の規制のみが係るとした場合、これらの設置が不要となることから、減圧弁間の配管に圧力が保持されない設備のみを多段減圧の対象とした。
- 多段減圧は消費に係る一連の行為であると整理しているため、減圧の途中で分岐が発生するものや、配管以外の設備が入るものは多段減圧の対象外とした。

2.2.3 今後の検討の方向性について

減圧弁による多段減圧を消費行為として扱った場合、届出が不要となる範囲が大きいため、高圧ガス保安行政に与える影響を考慮しつつ、自治体や事業者などの関係者の意見を踏まえて措置に向けた検討を行う必要がある。

2.3 在宅酸素療法に使用する酸素ボンベ等の取扱いに関する検討

2.3.1 検討の背景と在宅酸素療法の現状

2に示すとおり、在宅酸素療法を行う患者が安全に酸素供給装置を取り扱うことができるよう、「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」（通商産業省立地公害局保安課長通達（平成元年 11 月元保安第 69 号））（以下、「課長通達」という。）が通知されている。

しかし、近年は電気をを用いて空気中の窒素を吸着剤に吸着させることで酸素を分離、濃縮して患者に供給する形態で、高圧ガス保安法が適用されないものも広く普及しており、これらの点検頻度と課長通達に定める点検頻度が合致しないなどの理由から事業者の負担となっているため、これを見直すとともに、その他の箇所についても現状の実態に合ったものに見直しを行う。

2.3.1.1 在宅酸素療法について

在宅酸素療法とは、血中の酸素濃度が不足している患者が病院以外の場所において、不足する酸素を吸入する治療法である。医師の診断により保険が適用され、JIMGA によると全国で 18 万人以上の患者が在宅酸素療法を行っている。¹酸素の供給方法にはいくつかの手段があり、酸素濃縮装置、液化酸素装置、携帯用酸素ボンベなどがある。

酸素濃縮装置は、在宅酸素療法において最も多く使用される形態となっており、空気中の窒素を吸着し、酸素を分離して連続的に発生させる機器である。電源が必要であり、主に自宅において使用されている。これらは、高圧ガスの定義に該当しない低圧の状態で供給されるため、高圧ガス保安法が適用されない機器である。

在宅酸素療法

一般社団法人
日本産業・医療ガス協会
JIMGA 医療ガス部門

在宅酸素療法とは

- ・血液中の酸素が不足している方が、ご自宅など病院以外の場所で、不足している酸素を吸入する治療法です。
- ・医師の診断により、保険が適用されます。
- ・全国で16万人以上の方々がご自宅で酸素を吸入しています。
- ・酸素濃縮装置や、液化酸素装置の親機・子機、携帯用酸素ボンベ等を使用して、酸素を吸入します。

1. 酸素濃縮装置

酸素濃縮装置は在宅酸素療法を実施する患者に最も多く使用されている装置で、居宅内で酸素吸入する目的で使用します。

本装置は空気中の窒素を吸着剤に吸着させることで分離して、酸素を連続的に発生させる装置です。

発生する酸素濃度は90～93%程度が一般的です。
酸素濃縮装置を適切に作動させるために、風通しがよく適温で清潔な環境に設置する必要があります。



酸素濃縮装置

酸素濃縮装置使用例

図 2.3-1 酸素濃縮装置のイメージ図（JIMGA 資料より抜粋）

液化酸素装置は、容器内の液化酸素を気化させて吸入して使用するものであり、高圧ガスである液化酸素が充填されているため、高圧ガス保安法が適用される機器である。親容器と子容器に分かれている場合が多く、親容器から子容器に液化酸素を移充填して使用されるため、移充填行為に対しては、高圧ガスの製造事業の届出が必要となるものである。

また、携帯用酸素ボンベによる供給形態もある。**1MPa** 以上の圧縮酸素が充填されているため、液化酸素装置と同様に高圧ガス保安法の適用を受ける。充填工場にて圧縮酸素を充填し、外出時に酸素ボンベを携帯して使用する。携帯用酸素ボンベの材料は、FRP 容器やアルミニウム製の容器が主流となっており、軽量で携帯しやすいものとなっている。

¹ 医療 ガス・機器 No.594, 2022.2, 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

在宅酸素療法

2. 液化酸素装置

在宅酸素療法用液化酸素装置は、患者が居宅や通院時に医療用酸素を吸入する目的で使用します。

この装置は、患者が親機から子機に移し変えるなど直接高圧ガスを取り扱うので、LGCに比べて圧力を低く設計されています。

販売業者は、使用するガスの性質や装置について説明し、保安に関する周知文書を年1回配布することが、「高圧ガス保安法第20条の5」の規定により義務付けられています。



3. 携帯用酸素ボンベ

在宅酸素療法用の携帯用酸素ボンベは、患者が医療機関への通院や外出時に吸入するための医療用酸素のボンベです。

患者の負担をできるだけ軽減するために、軽量化された容器を使用しています。

ボンベの素材は、アルミとガラス繊維またはカーボン繊維を使用した一般複合容器（FRP容器）やアルミ製の容器が主流となっています。



図 2.3-2 液化酸素装置及び携帯用酸素ボンベのイメージ（JIMGA 資料より抜粋）

2.3.1.2 供給形態別の在宅酸素療法患者数

在宅酸素療法による患者数は、年々増加傾向にあり、2.3.1.1において述べたとおり、近年では国内に約 18 万人の在宅酸素療法患者がいると推計されている。このうち、酸素の供給形態別の内訳は、JIMGA の会員企業の報告のもと、同協会在宅酸素部会において集計を行ったところ、下図のようになっており、酸素濃縮装置による供給が特に多く、高圧ガス保安法が適用となる液化酸素装置による供給形態は割合的に少数であることがわかる。しかしながら、液化酸素装置による供給も数に示すとおり一定数存在することから、本課長通達は改正後約 20 年が経過していることから見直しが必要であるとともに、見直し後も実情に応じた見直しを行っていく必要がある。

なお、この下図に示される設置型酸素ボンベとは、携帯用酸素ボンベよりも大きい圧縮酸素の容器を自宅に設置し、当該ボンベから直接酸素を吸入するもので、現在ではこれによる供給は非常に少なくなっている。

在宅酸素療法実施患者数（酸素供給装置別）

JIMGA医療ガス部門 在宅酸素部会

処方流量 (ℓ/分)	2016年7月度		2017年7月度		2018年7月度		2019年7月度		2020年7月度		2021年7月度	
	患者総計 (人)	比率 (%)	患者総計 (人)	比率 (%)	患者総計 (人)	比率 (%)	患者総計 (人)	比率 (%)	患者総計 (人)	比率 (%)	患者総計 (人)	比率 (%)
酸素濃縮装置	154,800	-	154,678	-	155,494	-	154,105	-	167,724	-	179,248	-
(①+②)	154,800	-	154,678	-	155,494	-	154,105	-	167,724	-	179,248	-
①病院	91,484	59.1%	89,289	57.7%	88,509	56.9%	87,660	56.9%	96,797	57.7%	97,833	54.6%
②診療所	63,316	40.9%	65,389	42.3%	66,985	43.1%	66,445	43.1%	70,927	42.3%	81,415	45.4%
液化酸素装置	3,874	-	3,283	-	2,790	-	2,308	-	2,490	-	1,771	-
(①+②)	3,874	-	3,283	-	2,790	-	2,308	-	2,490	-	1,771	-
①病院	2,652	68.5%	2,507	76.4%	2,054	73.6%	1,676	72.6%	1,787	71.8%	1,377	77.8%
②診療所	1,222	31.5%	776	23.6%	736	26.4%	632	27.4%	703	28.2%	394	22.2%
設置型酸素ボンベ	340	-	235	-	309	-	283	-	121	-	87	-
(①+②)	340	-	235	-	309	-	283	-	121	-	87	-
①病院	174	51.2%	167	71.1%	124	40.1%	212	74.9%	37	30.6%	30	34.5%
②診療所	166	48.8%	68	28.9%	185	59.9%	71	25.1%	84	69.4%	57	65.5%
総計	159,014	-	158,196	-	158,593	-	156,696	-	170,335	-	181,106	-
(①+②)	159,014	-	158,196	-	158,593	-	156,696	-	170,335	-	181,106	-
①病院	94,310	59.3%	91,963	58.1%	90,687	57.2%	89,548	57.1%	98,621	57.9%	99,240	54.8%
②診療所	64,704	40.7%	66,233	41.9%	67,906	42.8%	67,148	42.9%	71,714	42.1%	81,866	45.2%
<報告会社数> <88社> <83社> <83社> <81社> <89社> <66社> 従来13社で報告されたが 今年はまとめて報告のため 昨年と同じ計算であれば88社												

①『病院』：入院病床数が20床以上の医療機関、②『診療所(医院、クリニック)』：入院病床数が19床以下もしくは入院設備の無い医療機関

①『病院』と②『診療所』の計が「①と②の合計値」と一致していないのは、内訳数値の報告が無かった会社が一部あることによる。

図 2.3-3 酸素の供給形態別患者数の内訳（JIMGA 資料抜粋）

2.3.1.3 高圧ガスである在宅酸素療法用酸素の販売契約について

現行の課長通達の改正を検討するにあたり、課長通達において規定される販売業者の販売契約の現状について整理する。

高圧ガス保安法では、高圧ガスの販売を行う者は、高圧ガスの販売事業届が必要となる。ここで、高圧ガスの販売事業を営む者について、逐条解説において以下のとおり示されている。¹

（高圧ガス取締法逐条解説 抜粋）

高圧ガスの販売事業を営む者は、その販売を行なう場所、即ち販売所について、その販売所において現品を取り扱うと否とに拘らず、また利益金を受け取るか否とに拘らず許可を受ける必要がある。

一般に販売所とは、通常その場所において取引（契約）が成立する（中略）所をいい、その場所から更に他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるというような事情があっても、その場所において取引が成立する限り当該場所は販売所である。

したがって、現行の課長通達において定義されている販売業者は、契約関係に基づき高圧ガスである医療用酸素の販売を行っているが、この契約は在宅酸素療法患者と販売業者との間で直接締結するのではなく、医療機関と当該販売業者の間で締結されることが一般的で、販売契約を結ぶ医療機関からの要請を受け、販売業者が患者宅に酸素を納入していることが大半である。

2.3.2 検討の進捗状況

2.3.2.1 検討の方向性について

本課長通達の内容は、見直し後もその時々の実態に即した見直し等が必要となることが想定され、こういった状況に対応しやすいよう、JIMGAの自主基準によることを念頭に検討を行った。JIMGAは、本課長通達の見直しについての提案者であり、同協会の会員企業が医療用酸素を供給する患者数が最も多い（全国の在宅酸素療法患者数の約95%を網羅しているものと推

¹ 高圧ガス取締法逐条解説 — その解釈と運用 —、昭和42年5月31日、高圧ガス保安協会

定されている。)ことから、同協会の自主基準案は、在宅酸素療法に係る実情を最も効果的に反映することができると思慮される。

なお、制定した JIMGA 自主基準については、ホームページ等で一般公開し、JIMGA の会員以外の在宅酸素療法を取り扱う事業者も広く参照することができるようにする予定である。

2.3.2.2 JIMGA 自主基準案について

3.3.2.1 に示すとおり、JIMGA の自主基準によることとするが、現状の課長通達により維持されている現行の保安レベルを維持しつつ見直しを行う必要があるため、本事業の受託者である高圧ガス保安協会事務局が JIMGA と協議を行いながら、自主基準で規定すべき事項について検討を行った。見直しに当たっては、現在の実情に見合ったものとする、また、他法令の定義等を参考に、可能な限り具体的な記載とすることを念頭に見直しを行った。新たに制定する自主基準案について現行の課長通達との新旧対象表として別添 2 に示す。また、見直しに当たっての保安上の課題点については、以下のとおり整理した。

2.3.2.3 液化酸素装置に係る充填準備について

現行の課長通達 3.2(2)液化酸素装置に係る充填準備の項目において、液化酸素装置による充填は 1 人で行ってはならないこととされていた。液化酸素の充填とは、本報告書中 3.3.1.1 に示すとおり、親容器から子容器に液化酸素を移充填するものである。しかしながら、近年では独居の患者なども想定され、2 人以上での充填は現実的に困難であると考えられる。ここで、現在の親容器及び子容器は、接続部が離れるなどすると自動的に充填が停止する構造となっており、1 人でも安全に充填が可能と考えられることから、本検討においては 1 人でも充填が可能であることとした。

2.3.2.4 定期点検頻度の見直しについて

現行の課長通達 3.4 日常点検、定期点検に関する事項において、販売業者は 3 か月に 1 回、定期点検を行うことが規定されている。一方で、高圧ガス保安法の適用とならない酸素濃縮装置の場合は、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検業務に関する認定基準において、使用時間 5,000 時間又は 6 か月毎に酸素供給装置の保守点検を実施しなければならないとされている。このため、高圧法の適用を受ける酸素供給装置の点検頻度がこれに一致せず事業者の負担となっているため、JIMGA 自主基準案では定期点検頻度を 6 か月とする緩和要望案となっている。

そこで、定期点検頻度の延長の可能性について検討を行った。従来の定期点検項目である各部の機能確認、漏れ試験については、日常点検でも簡易的な確認が行われると考えられる。また、自主基準案においては、容器の劣化や外面腐食が進行しやすい場所に保管しないよう患者がとるべき措置について新たに規定している。加えて、在宅酸素療法に係る過去の事故を抽出し、定期点検頻度の延長の可能性について検討を行った。

事故の抽出条件は、以下のとおりとした。

- ・事件事例データベースにに登録されている事故情報をすべて抽出
- ・物質名を「酸素」又は「O₂」により抽出
- ・かつ、キーワードを「在宅」又は「医療」により注する

この結果、66 件の事故（喪失・盗難の事故 66 件を除く。）が抽出された。このうち、患者宅で発生した事故は 13 件で、外部火災によるものと、容器交換時等の締結部からの出火事故が大半であった。

事故発生フェーズ	件数	事故コード
廃棄処理時	4	2005-147、2012-078、2012-259、2015-104
充填場	14	1980-071、1990-019、1996-032、2005-295、2006-533、2009-278、2013-124、2013-033、2015-189、2017-214、2018-257、2019-070、2019-377、2019-648
配送時	9	1989-076、2001-114、2002-074、2003-116、2005-349、2014-353、2017-301、2017-458、2018-315
患者宅	13	1988-045(酸素吸入中の喫煙による火災) 1999-074(液酸の移充てん後に元弁に過剰な力を加えたことによる破損) 2000-004(流量設定器の接続不良) 2007-126(喫煙による火災) 2007-183(容器移動中の圧力計の破損) 2010-271(外部火災による容器の破裂) 2010-313(外部火災による容器の焼損) 2010-377(外部火災による容器の焼損) 2016-001(外部火災で破裂板作動) 2017-015(外部火災で容器焼損) 2018-452(酸素チューブの締結管理不良) 2019-638(原因不明。外出先で容器交換後に出火) 2020-414(不明。販売業者による使用方法説明時に出火)
販売店	2	2007-045、2017-102
医療機関(CE)	10	2005-194、2008-575、2014-160、2016-262、2017-384、2018-167、2019-275、2020-506、2020-508、2020-537、
医療機関 (酸素容器、院内供給設備)	13	1974-015(調整器の接続不良)、1976-025(調整器の接続不良)、1989-013(パッキン材質不良)、1989-044(カイロへの着火)、1992-094(カイロへの着火)、1993-021(接続不良)、2001-158(ゴム製構成部品の経年劣化による破片の火災)、2004-038(LGC容器の爆発)、2004-413(断熱圧縮による火災)、2007-302(圧力計の破損)、2008-510(調整器接続不良による着火)、2008-580(断熱圧縮によるパッキン焼損)、2010-363(断熱圧縮によるパッキン焼損)
その他	1	2015-113(駐車場工事のために使用)
事故件数 (喪失・盗難を除く。)	66	検索媒体：事故事例DB 2021 対象ガス種：O ₂ or 酸素 検索キーワード：在宅 or 医療
事故件数(喪失・盗難)	66	

図 2.3-4 医療用酸素に係る事故の一覧

ここで、現行規定の定期点検項目は、①圧力計、圧力調整器、安全弁、流量計の機能（ガス漏れの有無、圧力計のゼロ点確認等）、②漏れ試験とされており、これらの不備による事故とは考えにくい。また、患者が容器を持ち運んでいる際に、突然圧力計が破損する事例があったが、やはり定期点検の頻度によって防げるものであったとは考えにくい。このような実績を踏まえ、現行の3か月の定期点検頻度を6か月に延長することは差し支えないものと考えた。

2.3.2.5 容器所有者の明確化について

3.3.2.4において過去10年間のうち、廃棄処理時に事故が発生しているケースがあり、これらは残圧がある状態で廃棄されたことによるものである。廃棄者は不明であるが、一般消費者が誤って残圧がのこったまま廃棄することのないよう、JIMGA自主基準案では販売業者から患者及び家族に対し、容器所有者を明確に示すよう規定化した。図2.3-4の結果からもわかるとおり、喪失、盗難の事例が相当数あるが、これらの削減にも寄与することを期待したい。

2.3.2.6 規制対象者について

現行の課長通達では、1.1の趣旨に示すとおり販売業者が周知すべき事項をまとめたものとして示されている。一方で、JIMGA自主基準案においては、本基準を遵守して作業を行う対象者として点検事業者も新たに規定している。これは、高圧ガスである在宅酸素療法用酸素を販売する外、高圧ガス保安法の適用を受けない酸素濃縮装置の貸与等も同時に行う事業者にとっても活用しやすい規定とすべく新たに定義したものである。

(課長通達一部抜粋)

1. 1 趣旨

在宅酸素療法においては、一般に患者又はその家族等が医療機関等の関係者の指導の下に、一般家庭で圧縮酸素又は液化酸素が取り扱われる。高圧ガスを利用するという点に着目した場合、この療法では高圧ガス取締法上の「高圧ガス」の製造、消費等が行なわれるため、その取扱形態に応じた規制が適用されることとなる。

したがって、この療法の法令に基づいた安全な普及を図るためには患者周辺の関係者の適切な指導・取り扱いが必要であり、特に販売業者にあつては、患者等に対する法令の遵守の指導等その果たすべき役割はきわめて大きい。

このため、この基準は、主に販売業者が患者又はその家族を指導する際において、法令はもとより、安全確保のために周知させるべき基本的事項をまとめたものである。

ここで、本基準を準用すべき者について考える。在宅酸素療法を取り巻く高圧ガスとしての酸素の取扱いにおいては、患者宅に限らず充填工場等でも酸素の断熱圧縮に伴う発火現象などの事例が発生している。このことから、改正後も現行の課長通達の規定の趣旨に則り、高圧ガスの取扱いの専門家である高圧ガス販売業者が規制の対象となるべきであると考え。したがって、例えば、高圧ガスの販売業者ではなく、かつ高圧ガス保安法の適用を受けない酸素濃縮装置のみの貸与等を行う事業者が、本基準に基づき高圧ガスである酸素供給装置に係る周知等を行って、これを履行したとすることは避ける必要があると思慮される。

そこで、本自主基準案の活用のしやすさと、高圧ガスの販売業者を規制対象とすることの両方を満足するため、改正試案では、通達の本文において高圧ガスの販売業者が遵守すべき基準であることを明示し、その基準の内容について **JIMGA** 自主基準案を準用することとしている。

なお、参考までに現行の実態について記載すると、高圧ガス保安法の適用を受けない酸素濃縮装置の貸与等を行う事業者も、携帯用圧縮酸素の販売等も同時に行っているため高圧ガスの販売事業者である場合が大半であることを **JIMGA** より確認している。

2.3.3 改正試案及び今後必要な検討

以上を踏まえ、現行の課長通達の見直し案を以下のとおりとした。なお、**JIMGA** 自主基準案 **JMG-HOT0001** は、**JIMGA** にて、本委託事業の検討結果に基づき制定作業が進められているところで、基準制定が完了したのち、以下の改正試案について基本通達又は個別通達により措置する必要がある。別添 3 に、本報告書提出時点における **JMG-HOT0001** を示す。なお、別添 2 の新旧対照表において付した項目番号は、新旧の対比が分かるよう便宜的に付したものであるため、別添 3 に示す **JMG-HOT0001** では現行の課長通達の項目番号とは異なっている。

(改正試案)

高圧ガス保安法第 20 条の 4 に基づき、在宅酸素療法を行う患者向けに医療機関等に対し医療用酸素を販売する者（本条ただし書きにより、届出を要しない者を含む。）が、患者又はその家族を指導する際において、法令はもとより、安全確保のために周知させるべき基本的事項は、 JMG-HOT0001 第 1 版によることとする。

2.4 法定手続きの合理化等に関する検討

2.4.1 検討の方針

高压ガス保安法で定められている諸手続きのうち合理化等の余地があると考えられるものについて、安全性の確保を前提としつつ、背景事情も勘案しながら見直しの可能性を検討する。

(例) 特定設備のくず化時における「特定設備検査合格証」の返納手続き

特定設備が特定設備検査に合格した際に交付される特定設備検査合格証については、特定設備をくず化した時に、高压ガス保安法第56条の6に基づき、交付先に返納しなければならないとされている。一方で、バルク貯槽のように長期にわたり使用される設備については、使用中で合格証を紛失する例があり、その場合は、再交付を受けることができるが、くず化時に合格証を紛失している場合は、再交付した上で返納することが必要であることから、当該手続きの運用に係る見直しの可能性を検討する。

2.4.2 検討の方法

本検討においては、特定設備のうち特にバルク貯槽に係る特定設備検査合格証の発行から返納手続きについて、法の運用・解釈の実態を詳細に調査し、その結果を踏まえ、現行法令の運用面の合理化等を行う場合の前提条件や法技術的な論点の整理を行い、当該結果に基づき、見直しの可能性及び方向性に係る取りまとめの資料を作成すべく、以下の調査を行い、当該運用に係る見直しの可能性を検討した。

- ① 高压ガス保安法における特定設備検査合格証の調査
- ② 高压ガス保安法に基づく完成検査等における特定設備検査合格証の取扱に係る調査
- ③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)におけるバルク貯槽に係る特定設備検査合格証の取扱に係る調査
- ④ 特定設備検査合格証の交付、再交付直後の返納に係る実績調査
- ⑤ 旅券法等他法令における証明書等を紛失している場合における取扱の調査

2.4.3 運用に係る見直しの可能性の検討結果の概要

2.4.2における検討の結果は、以下の通りであった。

2.4.3.1 高压ガス保安法における特定設備検査合格証の取扱の調査

高压ガス保安法（以下「法」という。）では、特定設備検査合格証（以下「合格証」という。）の交付、再交付及び返納について以下の通り規定されている。

（特定設備検査合格証）

法第56条の4 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失った場合において、その特定設備検査合格証が経済産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その再交付を受けることができる。

4 略

【概要】

- 特定設備検査を実施した経済産業大臣等は、当該特定設備検査が合格した時、当該特定設備検査申請者(法第56条の3において特定設備検査受検の義務を負う者)に対して合格証を交付しなければならない。
- 合格証の交付を受けている者は、合格証のみを他人に譲渡又は貸与することを禁じられてい

- る。本規定には法第82条第1号に基づき罰則が設けられている（50万円以下の罰金）。
- 合格証の交付を受けている者は、合格証を失った場合等に、当該特定設備検査を受けた経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関(以下「検査機関」という。)に申請し、合格証の再交付を受ける事ができる。
 - 検査機関は、法に基づき、申請のあった特定設備が技術上の基準に適合していることを検査するのみであり、当該特定設備の販売先、設置場所（耐震設計を行う特定設備を除く。）等の特定設備検査に必要な情報以外の情報は把握していない。
 - 検査機関は、交付した合格証の情報を保存しており、法第56条の4第3項に基づき合格証の再交付の申請があった場合、当該情報に基づき所定の手続きを経て合格証の再交付を行っている。
 - 合格証の再交付を求める者は、同法に基づき「特定設備検査合格証の交付を受けている者」と定められており、特定設備検査の申請者に限定される。

（特定設備検査合格証の返納）

法第56条の6 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

- 一 特定設備を失ったとき。
- 二 特定設備を輸出したとき。
- 三 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。
- 四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失った特定設備検査合格証を回復するに至ったとき。

【概要】

- 合格証の交付を受けている者は、当該特定設備が法第56条の6第1号から第4号までの状態となった場合、遅滞なく当該合格証を当該特定設備検査を受けた検査機関に返納しなければならない。当該返納を怠った者に対しては、法第83条第2号に基づき罰則が定められている(30万円以下の罰金)
- 法第56条の6第4号に基づく返納は、法第56条の4第3項に基づき合格証の再交付を受けた者が、その後失った合格証を発見する等に至った場合、当該発見した合格証を返納しなければならない旨の規定である。
- 検査機関は、当該返納の受付に際し、法第56条の6のいずれの理由によるものであるかの確認を行っている。
- 検査機関は、合格証の返納があった場合、所定の手続きを経て合格証返納情報の入力、交付した合格証の情報の消し込み等を行い、当該合格証が無効である旨の管理を維持している。
- 合格証返納の届出は、法第56条の6により「特定設備検査合格証の交付を受けている者」が行う旨定められている。当該者は法第56条の4第1項に基づく特定設備検査申請者とされていたが、経済産業省による法令照会（平成28年7月7日付け H28-高-1）(別添3)が公表され、法第56条の4第2項に基づき特定設備とともに「合格証を譲渡された者」についても一定程度の要件を満足すれば可能である旨定められた。
- 上述の法令解釈を受け、日本LPガス団体協議会が日団協技術指針G液-003-2017「バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納要領」を発行、業界による自主的運用統一を図っている。なお、実績上、当該法令解釈に基づく返納を実施しているのは一者のみに限られている。

2.4.3.2 高圧ガス保安法に基づく完成検査等における特定設備検査合格証の取扱に係る調査

高圧ガスの製造のための施設、高圧ガス貯蔵所等については、法によりその設置、変更、保安検査、休止・廃止等において、様々な規制が課せられている。

ここでは当該規制の内、特に高圧ガスの製造のための施設に着目し、かつ、そのうち最も適用頻度の高い一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）における当該施設に係る特定設備と合格証の取扱についての調査を行った。当該調査の内容、結果等について以下に示す。

(1) 完成検査における高圧ガスの製造施設に係る合格証の取扱いについて

(完成検査)

法第20条 第5条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設の設置の工事を完成したときは、製造のための施設につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。 略

2 略

3 第14条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

略

法第20条の2 第5条第1項又は第14条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる設備に係る製造のための施設につき、経済産業省令で定める期間内に前条第1項又は第3項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備については、同条第1項又は第3項の完成検査を受けることを要しない。

1 第56条の3第1項から第3項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第56条の4第1項の特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができ
るもの

2 略

【概要】

- 法第20条第1項では、新規に都道府県知事による第一種製造者の許可を受けた者に対し、当該許可を受けた高圧ガスの製造のための施設等の設置の工事完了後、都道府県知事等が行う完成検査を受け、技術上の基準への適合が確認された施設の使用を義務付けている。
- 法第20条第3項では、都道府県知事による施設の変更の許可を受けた第一種製造者に対し、その変更の工事(「特定変更工事」と定義)完了後、都道府県知事等が行う完成検査を受け、技術上の基準への適合が確認されなければ当該変更部分を使用してはならない旨定めている。なお、本規定において経済産業大臣の定める工事については、本規定の義務を負うものでない旨も定めている。
- また、法第20条の2において、高圧ガスの製造の許可又施設の変更の許可を受けた者に対し、都道府県知事等が、当該施設等に対する完成検査において、当該施設が特定設備検査の対象であつて、現に有効な合格証の交付を受けたものである場合には、当該設備について完成検査を受けることを要しない旨定めている。

■ (定置式製造設備に係る技術上の基準)

■ **一般則 第6条** 製造設備が定置式製造設備である製造施設における 法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準 は、次の各号に掲げるものとする。 略

■ 一から十 略

■ 十一 高圧ガス設備は、常用の圧力の1.5倍以上(中略)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(中略)又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(中略)に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定設備検査規則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

■ 十二 高圧ガス設備は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(中略)に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第51条

の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

- 十三 高圧ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は 特定設備検査規則第 12 条 及び第 51 条の規定に 基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。
- 以下略

【概要】

- 法第 20 条で引用している法第 8 条第 1 項に定める技術上の基準は一般則第 6 条にその詳細が定められている。当該規定では、高圧ガスの製造のための施設の位置、構造及び設備の全てに対して網羅的に定めており、例えば、境界線の明示、保安距離等の詳細部分も含まれている。この中で、高圧ガス設備については第 1 項第 11 号から第 13 号までに耐圧試験、気密試験、強度に係る要求事項について定めている。この中で、現に特定設備検査に合格し、使用開始前のものについて当該規定は適用しない旨定めている。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

一般則 第 33 条 法第 20 条第 3 項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第 2 号に、に掲げるものとする。

- 1 ガス設備の 取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、第 1 項第 13 号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したのへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては 特定設備検査合格証 又は 特定基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（第 15 条第 1 項に規定する事を除く。）であつて、当該設備の処理能力の変更が告示で定める範囲であるもの
- 2 処理能力が一日 100m³（不活性ガス又は空気にあつては 300m³）未満の製造設備（耐震設計造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては 特定設備検査合格証 又は 設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

【概要】

- 一般則第 33 条では、前述した法第 20 条第 3 項における変更の許可を受けた第一種製造者に対する変更の工事完了後において、完成検査を要しない工事の範囲に係る要件が定められている。当該規定中においても、様々な条件を付した上で、変更工事を行ったものの内、特定設備に該当するものにあつては、合格証の交付を受けているものに限る旨が定められている。

（2）保安検査時における高圧ガスの製造施設に係る合格証の取扱について

（保安検査）

法第 35 条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 略 指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合
- 二 略 認定保安検査実施者が、その認定に係る特定施設について、第 39 条の 11 第 2 項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

- 2 前項の保安検査は、特定施設が第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

- 3 協会又は指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う 保安検査の方法は、経済産業省令で定める。

（保安検査の方法）

- 一般則 第82条** 法第35条第4項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。
- 2 前項の 保安検査の方法は告示で定める。

【概要】

- 法第35条において、第一種製造者に対して一部のガス施設等を除く特定施設については、定期に都道府県知事等による保安検査を受けることを義務付けている。
- 保安検査においては、同法第2項に基づき法第8条第1号の技術上の基準、即ち、前述の新規の高圧ガスの製造のための許可や変更の許可に基づく完成検査と同一の技術上の基準に適合していることを確認することとしている。
- 完成検査の方法は一般則第82条第2項に基づく「保安検査の方法を定める告示」において、KHK S 0850-1 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))が適用されている。
- KHK S 0850-1 では、特定施設において法第8条第1号に基づく一般則第6条の各号に定める技術上の基準への適合確認の個別具体的な方法が示されている。特定設備に係る法第8条第1号の技術上の基準は、前述の通り一般則第6条第1号第11号から第13号までに規定する耐圧試験、気密試験及び十分な強度の部分であるが、本基準においては当該試験等に係る具体的方法、判定基準を示すのみであり、特定設備検査合格証の有無の確認項目は定められていない。

（3）製造許可申請における特定設備の移設等に係る手続き等

一般則では、高圧ガス製造の許可申請において、申請書に製造計画書の添付を求めている。当該申請に高圧ガス設備の移設、転用、再使用等が含まれ場合においては、当該製造計画書に移設等を行おうとする高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録を添付しなければならない旨規定している。以下に、一般則の該当規定部分を示す。

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

- 一般則 第3条** 法第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事（略）に提出しなければならない。中略
- 2 前項の製造計画書には、第1号から第5号までに掲げる事項を記載し、第6号に掲げる図面付しなければならない。
- 一～三 略
- 四 法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定技術上の基準に関する事項
- 五 移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備には、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
- 以下 略

【概要】

- 高圧ガスの製造の許可申請に係る運用については、個別に都道府県知事等が具体的な指針や基準を定めて自らの管轄地域において統一した運用を実施している。製造の許可の申請において、当該高圧ガス施設に特定設備の移設等を含む場合における一般則第3条第2項第5号に基づく「当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録」として求められる書面に係

る当該指針や基準の内容について、各都道府県等が、どのような記録を求めているのかについて調査を行った。以下に、当該調査の結果を示す。

都道府県	指針、基準等の名称	使用の経歴及び保管状態の記録として求められる書面
新潟県	高圧ガス保安法令に基づく関係事務手続きの手引	完成検査証、保安検査証、 <u>合格証</u> 等
福島県	既に使用された高圧ガス設備の移設について	許可証、完成検査証、 <u>合格証</u> 等
群馬県	製造許可申請等手続	許可証、保安検査証、 <u>合格証</u> 等
栃木県	高圧ガス保安法関係申請等に係る留意事項	許可証、保安検査証、 <u>合格証</u> 等
神奈川県	既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針	許可証、完成検査証、保安検査証、 <u>合格証</u> 等
大阪府	高圧ガス製造許可申請の手引（大阪府高圧ガス安全協会発行）	保安検査証、 <u>合格証</u> 等

- Website で調査可能であった都道府県について調査を行ったところ、6 府県において、移設等に係る設備が特定設備であった場合、製造の許可の申請にあたって、当該特定設備の使用の経歴及び保管状態の記録に係る書面として、合格証の添付を求めている。

（４）高圧ガス保安法に基づく完成検査等における特定設備検査合格証の取扱について

高圧ガス保安法において、特定設備を設置しようとする時点から変更、移設等を行おうとするまでの規制における合格証の取扱について調査を行った。

以下に、調査結果のポイントを示す。

- 完成検査時においては、合格証によりその旨を確認することができる設備あつては、完成検査を受けることを要しない旨定められている。特定設備に該当する設備は、法により製造者等に対する特定設備検査受検の義務が課せられているため、本規定は、全ての特定設備に適用されていると判断できる。
- 製造施設等の変更の工事に係る完成検査においても上述の規制が適用されるため、都道府県知事等に対して合格証の提示が必要となる。また、同変更の工事のうち、一定の条件を満足する工事であつて、合格証の交付を受けている設備については完成検査を要しない旨の規定も定められている。
- 他方、高圧ガス施設等の供用開始後においては、第一種製造者は、定期自主検査、都道府県知事等による保安検査等が行われることとなるが、当該検査において設備に対する合格証の確認の義務は定められていない。
- 製造の許可申請等において、当該高圧ガス施設中に移設等に係る設備が含まれる場合は、「当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録」を添付することが求められている。当該書類等については各都道府県等による指針等でその詳細が示されているが、当該高圧ガス設備が特定設備である場合、合格証の提示が求められる事例がある。
- 高圧ガス保安法の逐条解説において、合格証は「ユーザー段階としての厳重な規制を実施しており」と記載されており、ユーザーが厳重に管理すべきものと位置付けられている。仮に、設置後、合格証に紛失、毀損等があつた場合であっても、法に基づく再交付により対応する旨が定められている。
- 以上を踏まえると、高圧ガス保安法においては第一種製造者等の高圧ガスを製造する者に対して直接的に合格証保有の義務を課す明確な規定は無いものの、法律の制定段階における趣旨や現行の高圧ガス設備の移設等に係る運用の実態を鑑みれば、合格証は発行後、設備と共に譲渡され、ユーザー段階で管理され続けるものと整理されているものと見られる。

2.4.3.3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)におけるバルク貯槽に係る特定設備検査合格証の取扱に係る調査

特定設備検査規則第 2 条では、バルク貯槽を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）（以下「液石法施行規則」という。）第 1 条第 2 項第 2 号に規定するバルク貯槽」と定義している。ここでは、合格証が交付されたバル

ク貯槽に対する液石法上の取扱い等について調査を行った。

(1) 1t 未満のバルク貯槽に係る規定

液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、液石法第3条に基づき販売所の設置状況に応じ経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。当該登録を受けた液化石油ガス販売事業者が 1t 未満のバルク貯槽を使用して液化石油ガスの販売を行う場合、個別に許可・届け出等の必要はなく、当該事業者に対する技術上の基準への基準適合義務でもって液化石油ガスの保安を担保している。当該液石法関係規定は、以下の通り。

(基準適合義務等)

液石法 第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める 技術上の基準（経済産業省令で定める供給設備（以下「特定供給設備」という。）にあつては、7条の経済産業省令で定める技術上の基準。）に適合するように維持しなければならない。

(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)

液石法施行規則 第19条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

中略

三 バルク貯槽（貯蔵能力が 1,000kg 未満のものに限る。）は、次に掲げる基準に適合する。
イ バルク貯槽は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める 特定設備検査合格証 又は第56条の6の14第2項に定める 特定設備基準適合証 を有するものであること。

【概要】

- 液石法では、第16条の2に基づき 液化石油ガス販売事業者に対する基準適合義務として供給設備※を 技術上の基準に適合するように 維持する義務を課している。
※ 液化石油ガスを供給するための設備及びその付属設備をいい、貯蔵設備(貯槽、バルク貯槽、容器)、気化装置、調整器、ガスメーター、集合管等を含む。
- 当該技術上の基準の詳細を定めた液石法施行規則第19条第3号イでは、1t 未満のバルク貯槽を設置してバルク供給を行う液化石油ガス販売事業者に対しては、「特定設備検査合格証を有するものであること」と定められている。
- 従い、バルク供給を行う液化石油ガス販売事業者に対しては、合格証を有することを維持する義務が課せられている。

(2) 1t 以上のバルク貯槽に係る規定

1t 以上のバルク貯槽を使用して液化石油ガスを販売しようとする事業者は、液石法に基づき、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。当該液石法関係規定は、以下の通り。

(貯蔵施設等の設置の許可)

液石法 第36条 次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する 都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第16条第1項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵（以下この章において「貯蔵施設」という。）を設置しようとする者
- 二 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者

(許可の基準)

液石法 第37条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請する貯蔵施設又は特定供給設備が 経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めると許可をしなければならない。

(特定供給設備)

液石法施行規則 第21条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備は、設備（貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあっては、その貯蔵能力が1,000kg以上のもの）、気化装置及び調整器並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい及び障壁とする。

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

液石法施行規則 第54条 法第37条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給のものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第19条第3号イの基準に適合するものであること。

（バルク貯槽は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。）

【概要】

- 液石法第36条では特定供給設備（1t以上のバルク貯槽等）を設置して液化石油ガスの供給を行おうとする者への許可申請義務、同法37条では当該許可に係る技術上の基準を定めている。
- 都道府県知事は、当該許可手続きにおいて液石法に基づき、許可申請のあった特定供給設備の技術上の基準への適合性を確認することとなるが、バルク貯槽については液石法施行規則第54条第2号イに基づき合格証を有していなければならない旨規定されている。
- 液石法第36条の許可を得た特定供給設備についても、液石法第16条の2の基準適合義務が課されており、当該特定供給設備を使用した液化石油ガス供給事業者には、合格証を有することを維持する義務が課せられている。

（3）バルク貯槽の告示検査に係る規定について

液石法においては、液化石油ガス販売事業者に対し、LPガスの販売の用に供するバルク貯槽について、製造の日から起算して20年までに第一回目の検査を行わなければならない旨定められている。当該検査が、所謂バルク貯槽に係る20年検査である。

以下にこれらを定めた法律、規則等を示す。

（基準適合義務等）

液石法 第16条 液化石油ガス販売事業者は、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯設を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売しなければならない。

（販売の方法の基準）

液石法施行規則 第16条 法第16条第2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、外面に容器の使用上支障のある腐しよく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもってすること。

中略

二十二 バルク貯槽は、告示で定めるところにより検査を行うこと。

バルク 供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(告示)
(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

第1条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第16条第22号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 バルク貯槽の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。

イ 製造した後の経過年数（以下この条において「経過年数」という。）20年以下のもの
20年

ロ 経過年数20年を超えるもの 5年

【概要】

- 液石法では、第16条に基づき液化石油ガス販売事業者に対し 販売の方法の基準 に適合するように LP ガスを販売しなければならない旨定められている。
- 当該 販売の方法の基準 の詳細は、液石法施行規則第16条に定められており、当該規則第22号において、バルク貯槽は告示で定めるところにより検査を行わなければならない旨定められている。
- 当該検査の時期、方法等を定めた「バルク 供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(告示)」において、当該 バルク貯槽に対する検査の第一回目 は、製造の日 から起算して、20年以内 に行なわなければならない旨定められている。
- 当該 製造の日 とは、当該告示検査の詳細を定めた「KHK S 0745 バルク貯槽の告示検査等に関する基準」において法第56条の4第1項で定める 特定設備検査合格証 又は同法第56条の6の14第2項で定める 特定設備基準適合証 に記載された発行年月日 と定められている。
- 液化石油ガス販売事業者においては、上記の運用は厳格に行われており、期限管理については合格証発行日の20年後の前日以降のバルク貯槽の使用は行われていない。仮に、バルク貯槽の合格証を紛失した状態で LP ガスの販売を継続した場合、当該期限管理が不能となる。

(4) 液石法における特定設備検査合格証の取扱について

液石法において、バルク貯槽（特定設備）を用いて液化石油ガスの販売を行う事業者に対する規制における合格証の取扱について調査を行った。

以下に、調査結果のポイントを示す。

- バルク貯槽を用いて液化石油ガスを販売する事業者に対しては、その貯蔵能力が 1t 未満の販売所にあつては、当該販売所の設置状況に応じ経済産業大臣又は都道府県知事の登録が義務付けられており、1t 以上の場合にあつては、当該供給設備毎に都道府県知事による許可が必要となる。
- 当該許可を受けた販売所は、許可後、都道府県知事による完成検査を受けなければならないが、当該完成検査において、バルク貯槽にあつては合格証の提示が求められている。
- バルク貯槽を用いて液化石油ガスを販売する場合には、当該貯蔵能力の大小に関わらず、液化石油ガス販売事業者に対して基準適合義務が課せられている。当該基準適合義務では、当該販売事業者に対して合格証を有していることを義務付けている。
- 当該基準適合義務については、液石法に定める立入検査において、確認されるべき項目となっている。また、業界基準である日団協 技術指針 G 液-002-2018 「バルク貯槽くず化指針」においても、「(2) 特定設備検査合格証の有無確認」 原本で確認する（液石法規則第19条第3号イで「特定設備検査合格証有するものであること。」）と記され、合格証は、液化石油ガス販売事業者において管理されるべきものである旨定められている。
- バルク貯槽を用いて液化石油ガスを販売する場合には、当該バルク貯槽を定期的に検査することが義務付けられている。当該検査はバルク貯槽の製造の日から20年以内と定められており、その製造の日とは合格証発行年月日と定められている。
- 以上から、液石法に基づく液化石油ガス販売事業者は、バルク貯槽を使用して液化石油ガス

の販売の事業を行う限りにおいては、合格証を保有、管理し、定期の検査にも備えなければならない旨の趣旨の規制を受けている。

2.4.3.4 特定設備検査合格証の交付、再交付直後の返納に係る実績調査

法令上又は協会手続き上においても合格証の返納のための再交付の制度は設けられていない。しかしながら、今般の実態調査を行うためにバルク貯槽及びバルク貯槽以外の特定設備に係る合格証の交付、再交付直後の返納に係る統計調査を実施した。結果は次表に示すとおり。

	検査合格件数	合格証再交付直後に合格証返納があった件数(※2)	合格証総数に対する再交付直後返納された割合
バルク貯槽	362,992 (※1)	6,482	1.78%
バルク貯槽以外の特定設備	42,477	45	0.11%

※1「バルク貯槽に係る検査合格件数」は、全国LPガス協会の発表資料に基づく概算値である。

※2「合格証再交付直後に返納があった件数」は、合格証再交付後60日以内に返納があった件数を便宜的に再交付直後の返納として定義した。

- 本統計は、2011年4月～2021年8月までの実績値を基に調査し作成した推計値である。
- バルク貯槽にあつては、合格証再交付直後に合格証の返納があった件数は6,482件であり、バルク貯槽の検査合格件数総数の1.8%程度であった。
- このことから、バルク貯槽については、ほぼ全て(98%強)の合格証が適切に管理されていることが分かった。
- また、バルク貯槽以外の特定設備にあつては、合格証再交付直後に合格証の返納があった件数は合格件数総数の0.11%であった。

2.4.3.5 旅券法等他法令における証明書等を紛失している場合における取扱いの調査

旅券法に基づく旅券（以下「パスポート」という。）等、他法令における証明書であつて、返納義務のあるものを紛失した場合の取扱いについて文献、ヒアリング等により調査を行った。当該調査結果を以下に示す。

(1) 調査を行った証明書等、法律名、規則名、運用の調査方法等

調査を行った証明書等の名称、法律等の名称、調査の方法を以下に示す。

	証明書等の名称	法律等の名称	調査の方法	参照
1	パスポート	旅券法、旅券法施行規則等	文献調査並びに外務省及びパスポートセンターへのヒアリング	別添5
2	第一種圧力容器に係る検査証	労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則	文献調査	別添6
3	運転免許証	道路交通法、道路交通法施行規則等	文献調査並びに警視庁及び神奈川県警へのヒアリング	別添7
4	保険証	健康保険法、健康保険法施行規則等	文献調査並びに全国健康保険協会及び日本年金機構へのヒアリング	別添8
5	危険物製造所等に係る完成検査済証	消防法、危険物の規制に関する規則等	文献調査	別添9

(2) 調査結果

1) 旅券法に定めるパスポートを紛失した場合の取扱について

旅券法では、パスポートの発給から返納までについて以下の通り規定している。

- パスポートの発給を受けようとする者は、外務大臣宛にパスポートの発給を申請し、外務大臣は発給の申請に基づいて、パスポートを発行する。
 - パスポートの二重発給は禁じられている。
 - パスポートを紛失した場合、パスポートの名義人は、遅滞なく都道府県に出頭のうえ、公証力を有する書類とし警察証明を添付又は警察証明が交付されない場合は、疎明 ※する書類を添付の上、外務大臣にパスポートの紛失を届け出なければならない。
※紛失した際の「時期」「場所」「状況」等を具体的に記したもの
 - パスポートを紛失し、再発行を希望する者は、一旦紛失したパスポートについて上述の紛失の届け出を行い、当該パスポートを失効させた上でなければ、新たなパスポートは発給されない。
 - 次のいずれかに該当する場合、パスポートは失効するため、当該パスポートは遅滞なく返納しなければならない。
 - ・旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失ったとき。
 - ・パスポート発給の申請を行い、発行日から6か月以内に受領しなかったとき。
 - ・パスポートの有効期間が満了したとき。
 - ・一往復用のパスポートの名義人が本邦に帰国したとき。
 - ・パスポートの記載事項の変更等に伴い返納されたパスポートに代わる、新たなパスポートの発行があったとき。
 - 以上を踏まえ、旅券法ではパスポート二重発給防止の観点から、以下の様に規定している。
 - ・パスポートを紛失した場合は、警察証明等を添付した上で、遅滞なくパスポート紛失の届け出を外務大臣宛に行うことを義務付けている。
 - ・再度パスポートの発給を希望する場合は、紛失の届け出を行い、旧パスポートを失効させた上で、新規発給の申請を行わなければならない。
 - ・失効した全てのパスポートは、紛失の届け出を行ったものを除き、遅滞無く返納しなければならない。
 - ・有効なパスポートの記載事項等を変更する場合、当該パスポートを一旦返納し、失効させた上で、新規発給を受けなければならない。
- このように、旅券法においてパスポートは、二重発給防止を旨とし、その発給から失効・返納まで、厳格な管理を求めている。特定設備検査合格証の様な再交付の制度は存在しない。

2) 労働安全衛生法に定める第一種圧力容器検査証を紛失した場合の取扱について

労働安全衛生法では、第一種圧力容器検査証の交付から返還までについて以下の通り規定している。

- 第一種圧力容器を設置する者であるユーザーは、労働基準監督署長の落成検査を受け、その落成検査に合格した証として検査証が交付された後でなければ、第一種圧力容器を使用できない。また、検査証に記入された有効期間を経過した場合、検査証は無効となり、第一種圧力容器を使用できない。
- ユーザーは、検査証の有効期間の更新を受けるために、登録性能検査機関の性能検査を受検しなければならない。検査証は性能検査の有効期間が記入され、これらの検査に合格していることを示す証となるものであるから、ユーザーが適切に管理すべきものとされている。
- 検査証を滅失した場合、ユーザーは、検査証の再交付を受けなければならない。検査証の再交付を怠った場合、検査証の有効期間の更新のための性能検査を受けることができなくなるため、第一種圧力容器の使用を禁止されることになる。
- 再交付の申請を行うにあたって、検査証を滅失している場合には「その旨を明らかにする書

面」の添付が求められている。当該書面の記載内容に係る法的な規定はないが、各労働基準監督署の運用において、滅失日時、滅失場所、滅失事由等の記載を求めている。

- 第一種圧力容器の使用を廃止した場合、ユーザーは、遅滞なく、検査証を廃止報告書に添付し、所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。
- 当該廃止時に検査証が紛失している場合の対応は、ボイラ則上定められていないが、各労働局の指針等において、廃止時に検査証を紛失している場合は、廃止報告書に紛失の旨を記載する等が求められている。
- 以上を踏まえ、労働安全衛生法では、検査証について以下の様に特定設備検査合格証に比して厳格な管理を求めている。
 - ・ 第一種圧力容器を設置している者であるユーザーに対して検査証が交付され、検査証の有効期間においてのみ第一種圧力容器の使用を認めている。
 - ・ 検査証は、検査証の有効期間において使用できることを示す証であり、ユーザーは、検査証を滅失した場合、再交付を受けなければならない旨義務付けられている。
 - ・ 検査証は、第一種圧力容器の使用を廃止した場合、遅滞なく返還することが義務付けられている。

しかし、上記の廃止に係る届け出を行うにあたって検査証を紛失している場合に、各労働局の指針等により廃止報告書に紛失の旨を記載等により対応することが定められている。

3) 道路交通法に定める運転免許証を紛失した場合の取扱について

道路交通法（以下「道交法」という。）では、運転免許証（以下「免許証」という。）の交付から返納までについて以下の通り規定している。

- 免許証の交付を希望する者は、運転免許試験に合格し、所轄の公安委員会から免許証の交付を受けなければならない。
- 免許証を紛失した場合、紛失の届出義務はないが、免許証は身分証明書も兼ねることから、悪用防止のため、警察へ免許証の遺失を届け出ることが推奨される。
- 免許証を紛失した者は、再交付の申請を行うことができる。
- 再交付申請書には、紛失の事実を証明する書類（紛失の「時期」、「場所」、「具体的な状況」を書き記したもの）を添付することが義務付けられている。
- 免許証は取り消されたとき、失効したとき又は再交付後に元の免許証が見つかったときは、すみやかに返納することが義務付けられており、返納を怠った場合に係る罰則が定められている。
- 以上を踏まえ、道交法では免許証の悪用防止の観点から、以下の様に規定している。
 - ・ 免許証を紛失し再交付を希望する場合は、紛失の事実を証明する書類を当該申請書に添付することが義務付けられている。
 - ・ 再交付後、紛失した免許証を発見した場合や、有効期間の満了等で免許証が失効した場合には、当該免許証を返納することが義務付けられ、返納を怠った場合の罰則が定められている。

このように、道交法において免許証は、身分証明書となる等、公証力を有するものであるため、その交付から返納にわたり、厳格な管理が求められている。加えて、自動車の運転者は運転する際に常に有効な免許証を携帯することが義務付けられており、警察官は、免許の提示を求めることができる旨定められている。これらの規定によって、免許証の不正使用や悪用の防止が未然に図られている。

4) 健康保険法に定める保険証を紛失した場合の取扱について

健康保険法では、被保険者証（以下「保険証」という。）の交付から返納までについて以下の通り規定している。

- 全国健康保険協会及び健康保険組合（以下、「保険者」という。）は、事業所に使用される者（以下、「被保険者」という。）の資格の取得の確認を行ったときは、被保険者を使用する事業所の事業主（以下、「事業主」という。）を経由して、被保険者に保険証を交付しなければならない。

ならない。

- 被保険者は、保険証を紛失した際は、遅滞なく再交付申請書を事業主を経由して保険者に提出しなければならない。
- 被保険者は、保険証の再交付を受けた後、失った保険証を発見したときは、直ちに、事業主を経由して保険者に返納しなければならない。
- 事業主は、被保険者が資格を喪失したときは、保険証を回収して、「やむを得ない場合を除き」資格喪失届に保険証を添えて返納しなければならない旨省令で定められている。
- 上記の「やむを得ない場合」の運用について、保険者である全国健康保険協会及び日本年金機構に問い合わせを行った結果、保険証を紛失し、資格喪失届に添付できない場合は、「やむを得ない場合」に該当するものとし、「健康保険被保険者証回収不能届」を提出することで保険証の添付に変える旨の方法が指針等で定められていることがわかった。
- 以上を踏まえ、健康保険法においては、保険証を紛失した際の再交付及び資格を喪失した際の保険証の返納について省令で定めている。また、資格喪失により保険証を返納する際に保険証を紛失している場合、保険者においては、省令に定められている「やむを得ない場合」の措置に基づき、回収不能な保険証の返納に係る対応が指針等で定められている。

5) 消防法に定める危険物製造所等に係る完成検査済証等を紛失した場合の取扱について

消防法では、完成検査済証及びタンク検査済証の交付から返納までについて以下の通り規定している。

- 危険物を取り扱う製造所等を設置しようとする者は、製造所等ごとに市町村長等の許可を受けなければならない。
- 許可を受けた者は、製造所等を設置したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた証として完成検査済証が交付された後でなければ、これを使用してはならない。
- 完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を紛失した際は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。
- 完成検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを10日以内に完成検査済証の再交付をした市町村長等に提出しなければならない旨規定されており、期限を定めて厳しい運用を求めている。
- 完成検査済証の交付を受けた者は、当該製造所等の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならないが、廃止の届け出に係る細かな定めは省令に規定されていない。
- 製造所等を廃止する際の廃止に係る届け出について、市町村で定めている指針等を調査したところ、当該届け出に完成検査済証の添付を求めている市町村があった。また、廃止の際に当該済証を紛失している場合は、下記の対応を指針等で定めている市町村があった。
 - ・届出書に紛失している旨を記載
 - ・届出書とは別に紛失届を提出
- 以上を踏まえ、消防法においては、製造所等の設置の許可を受けた者は、完成検査済証が交付されていないと製造所等を使用することができない。また、交付を受けた完成検査済証に係る再交付について省令で定めている。
製造所等を廃止する場合は、市町村長等に届け出ることが省令で定められているが、当該届け出に係る市町村の指針等を調査したところ、当該届け出に完成検査済証の添付を求めている市町村もあることから、製造所等が使用されている間は、完成検査済証を保持している必要があると考える。なお、廃止に係る届け出を行うにあたって完成検査済証を紛失している場合に、当該届け出に紛失している旨記載する等の措置を指針等で定めている市町村もあった。

(3) 他法令における証明書等の取扱について

旅券法に基づくパスポート等、他法令における証明書の取扱について調査を行った結果、それぞれの法令の立法趣旨に応じて、特定設備検査合格証の取扱と同等以上に厳しい管理が義務付け

られている事例があった。これらの事例を以下に示す。

- ・ 旅券法では、パスポートを紛失した場合には、警察証明等を添付して紛失の届け出を行うことが義務付けられている。また、有効期間の満了等で失効したパスポートは、紛失した場合を除き返納することが義務付けられている。これらに加えて、パスポートは二重発給防止の観点から、再交付ができない規定となっている。
- ・ 道路交通法では、免許証を紛失した場合には、再交付を受けることができるが、その際に紛失の事実を証明する書類を添付することが義務付けられている。また、有効期間の満了等で失効した免許証は、返納することが義務付けられている。これらに加えて、自動車を運転する際には運転者は常に有効な免許証を携帯することが義務付けられており、警察官によりその提示を求められることがある。
- ・ 労働安全衛生法では、第一種圧力容器は検査証の有効期間内に限り使用が認められており、使用を継続する場合は有効期間の更新が必要である。有効期間の更新のためには性能検査を受ける必要があり、その際に検査証を紛失している場合、再交付を受けることが義務付けられている。有効期間の更新の際に定期的に性能検査機関による検査証の保有の確認を受けている。
- ・ 健康保険法では、被保険者が保険証を紛失した場合、再交付を受けることが義務付けられている。

また、返納が義務付けられている証明書であって、当該返納時に紛失している場合に省令や指針等によって、その対応措置が設けられている事例があった。これらの事例を以下に示す。

- ・ 健康保険法では、被保険者が資格を喪失したときは、やむを得ない場合を除き保険証を返納しなければならない旨が省令で定められている。保険証を紛失している場合は、当該省令に定められているやむを得ない場合の措置に基づき、所定の届出書の提出により回収不能な保険証の返納を免ずる旨の方法が指針等で定められている。
- ・ 労働安全衛生法では、第一種圧力容器の使用の廃止に係る届け出の際に検査証を紛失している場合、廃止報告書に紛失の旨を記載する等の対応が各労働局の指針等で定められている。
- ・ 消防法では、製造所等の廃止に係る届出の際に完成検査済証を紛失している場合、当該届出に紛失の旨を記載する等の対応が各市町村の指針等で定められている例がある。

2.4.4 結論

特定設備検査合格証の発行から返納手続きについて、法の運用・解釈の実態を詳細に調査し、その結果を踏まえ、現行法令の運用面の合理化等を行う場合の前提条件や法技術的な論点の整理を行い、運用の合理化に係る見直しの可能性及び方向性についてとりまとめた。その結果を以下に示す。

2.4.4.1 特定設備検査合格証の取扱に係る法の運用・解釈の調査結果

特定設備検査合格証に係る高圧ガス保安法や液石法における取扱及び返納等の実績並びに特定設備検査合格証と類似する他法令における証明書の取扱について調査した。その概要は、以下①から⑤のとおり。

① 高圧ガス保安法における特定設備検査合格証の取扱（2.4.3.1 参照）

特定設備が特定設備検査に合格した際に特定設備検査合格証が交付されるが、合格証のみを他人に譲渡することは禁じられており、合格証を紛失した場合は合格証の再交付を受ける事ができる。特定設備検査合格証の交付を受けている者は、当該特定設備をくず化し処分した場合、輸出した場合等は、遅滞なく当該合格証を当該特定設備検査を受けた検査機関に返納しなければならない旨規定されている。また、特定設備検査合格証を交付した者は、交付した合格証の情報を保存しており、当該情報に基づき合格証の再交付、合格証の返納に係る情報の管理を行っている。

② 高圧ガス保安法に基づく完成検査等における特定設備検査合格証の取扱（2.4.3.2 参照）

高压ガス保安法においては、第一種製造者等の高压ガスを製造する者（ユーザー）に対して直接的に合格証保有の義務を課す明確な規定は無いものの、法律の制定段階における趣旨や現行の高压ガス設備の移設等に係る運用の実態を鑑みれば、特定設備検査合格証は発行後、設備と共に譲渡され、設備の使用において、ユーザーにより厳重に管理され続けるものである。

③ 液石法におけるバルク貯槽に係る特定設備検査合格証の取扱（2.4.3.3 参照）

液石法においては、LP ガスの販売事業を行う者に対して、事業の登録、販売、維持管理の全ての段階において、バルク貯槽を使用する場合は特定設備検査合格証を保有するものであることを明確に規定している。また、製造の日から20年を経過したバルク貯槽については、検査を行わなければならない旨定めている。この製造の日とは特定設備検査合格証発行年月日である旨も定められている。

④ 特定設備検査合格証の交付、再交付直後の返納に係る実績調査（2.4.3.4参照）

特定設備検査合格証の交付、再交付直後の返納に係る10年程度の実績の調査を行った結果、推計ではあるが、バルク貯槽にあっては、合格証再交付直後に合格証の返納があった件数は合格件数総数の1.8%程度であった。また、バルク貯槽以外の特定設備にあっては、更にその割合は低かった。

このことから、多くの事業者は設備の使用において特定設備検査合格証を適切に管理し、紛失した状態で使用することはないと見られる。

⑤ 旅券法等其他法令における証明書の取扱の調査（2.4.3.5参照）

旅券法に基づくパスポート等、他法令における証明書の取扱について調査を行った結果、各証明書は、それぞれの法令の立法趣旨に応じて、特定設備検査合格証の取扱と同等以上に厳しい管理が義務付けられている事例や、返納が義務付けられている証明書であって、当該返納時に紛失している場合に省令や指針等によって、その対応措置が設けられている事例があった。

2.4.4.2 特定設備検査合格証の返納手続きの運用の合理化に係る見直しの方向性

2.4.4.1の調査結果を踏まえ、現行法令の運用面の合理化等を行う場合の前提条件や法技術的な論点の整理を行い、運用の合理化に係る見直しの可能性及び方向性についてとりまとめた。その結果を以下に示す。

特定設備検査合格証の交付を受けている者は、当該特定設備をくず化し処分した場合、輸出した場合等は、遅滞なく当該合格証を当該特定設備検査を受けた検査機関に返納しなければならないが、当該違反した者に対する罰則も定められている。

特定設備検査合格証は交付後、設備と共にユーザーに譲渡され、設備の使用においてユーザーにより管理され続けるものである。なお、液石法においては、LP ガスの販売事業を行う者に対して、バルク貯槽を使用する場合、それが特定設備検査合格証を保有するものであることが技術基準として明確に規定されている。

実績調査の結果、設備の使用において、概ね特定設備検査合格証が適切に管理されていることが確認された。

以上により、特定設備の使用において合格証が紛失していた場合は、合格証の再交付を受け運用することが適切であると考えられる。

しかし、特定設備の使用を停止して高压ガスを廃棄した後に、特定設備のくず化、輸出等に係る処置の過程で、返納すべき合格証が紛失していることが当該処置後に発覚した場合においても、合格証を再発行した上で返納するという点については、以下の見直しの方向性が考えられる。

- ・ 特定設備の使用を停止して高压ガスを廃棄した後に、特定設備のくず化、輸出等に係る処置を行う過程で、返納すべき合格証が紛失していることが当該処置後に発覚した場合、返納のために合格証を再交付する必要はない、とする運用とすることが考えられる。

本運用の実施においては、合格証の悪用の防止という観点として、完成検査、立入検査等における厳格な確認が図られることが重要であると考えられる。

- ・ 上述のとおり合格証を紛失により返納できない場合、特定設備検査合格証の交付を受けた者は、紛失した旨を通知するための書面等を検査機関に提出するものとし、他法令における返納義務のある証明書を紛失した場合における取扱を参考にして、当該書面には、紛失等の経緯として紛失した時期、場所、状況を具体的に記載する、とする運用とすることが考えられる。

なお、特定設備とともに合格証を譲渡された者が、上記の通知を行うことも可能であると考えられるが、当該通知後、合格証の再交付ができなくなることを踏まえると、検査機関と直接的な関係がない合格証を譲渡された者からの通知は慎重に取り扱う必要があり、合格証が適切に譲渡されたことを証する書類等が上記の書面等にあわせて提出されることで、その正当性を担保する必要があると考える。

2.5 高圧ガスと危険物の混載制限に関する検討

2.5.1 本事業開始時点での状況

危険物と高圧ガス容器を車両等に積載して移動する際の混載に関する規制について、高圧ガス保安法と消防法で内容が異なっている。

高圧法では、法第 23 条で高圧ガスの移動が規制されており、一般則第 50 条で高圧ガス容器を車両に積載して移動するときに適用される技術上の基準について規定されている。危険物との混載制限は一般則第 50 条第 6 号に規定されている。

高圧ガス保安法第 23 条（移動）

高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

3 （略）

一般高圧ガス保安規則第 50 条（その他の場合における移動に係る技術上の基準）

前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充填容器等と消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積 120 リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第 4 類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素尾充填容器等（内容積が 120 リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第 4 類の第 3 石油類又は第 4 石油類の危険物との場合を除く。）

ロ （略）

消防法では、消防法第 16 条で危険物の運搬が規制されており、危険物の規制に関する政令第 29 条第 6 号で混載禁止が規定されており、その詳細が危険物の規制に関する省令第 46 条及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 7 に定められている。

消防法第 16 条

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

危険物の規制に関する政令第 29 条（積載方法）

法第 16 条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 危険物は、総務省令で定めるところにより、類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。

七 （略）

危険物の規制に関する省令第 46 条（危険物と混載を禁止される物品）

令第 29 条第 6 号の規定により、危険物と混載することができない物品は、次のとおりとする。

一 別表第 4 において、混載を禁止されている危険物

二 高圧ガス保安法第 2 条各号に掲げる高圧ガス（告示で定めるものを除く。）

2 前項第 1 号の規定は、第 43 条の 3 第 1 項第 5 号ただし書に規定する告示で定めるところにより類を異にする危険物を収納した容器を積載する場合（当該類を異にする危険物を収納

した 2 以上の容器を積載する場合を含む。) には、適用しない。ただし、当該容器に収納された危険物以外に別表第四において当該危険物のいずれかとの混載を禁止されている危険物を混載する場合は、この限りでない。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 7

規則第 46 条第 2 号の告示で定める高圧ガスは次のとおりとする。

- 一 内容積が 120 リットル未満の容器に充てんされた不活性ガス
- 二 内容積が 120 リットル未満の容器に充てんされた液化石油ガス又は圧縮天然ガス(第 4 類の危険物と混載する場合に限る。)
- 三 内容積が 120 リットル未満の容器に充てんされたアセチレンガス又は酸素ガス(第 4 類第 3 石油類又は第 4 石油類の危険物と混載する場合に限る。)

両法令における規制の違いは以下の表 2.5-1 のとおりであり、「内容積 120ml 未満の容器に充填された不活性ガス」と「第 1~3 類、第 5 類、第 6 類危険物」の混載は、消防法では可能とされているが、高圧法では禁止されている。

表 2.5-1：両法令における危険物と高圧ガス容器の混載可否

	内容積 120ml 未満の容器に充填された不活性ガス	内容積 120ml 未満の容器に充填された圧縮天然ガス
第 1~3 類、第 5 類、第 6 類危険物	消防法：○ 高圧法：×	消防法：× 高圧法：×
第 4 類危険物	消防法：○ 高圧法：○	消防法：○ 高圧法：○

2.5.2 調査内容

高圧法と消防法で、危険物と高圧ガス容器の混載に関する規制が異なっている背景を確認するため、両法令の危険物に係る規制の変遷を調査した。結果は表 2.5-2 のとおり。

表 2.5-2：高圧法令と消防法令における危険物の混載禁止に関する規定の改正履歴

年	高圧法令	消防法令
昭和 22 年		消防法 制定（昭和 22 年法律第 226 号）
昭和 26 年	高圧ガス取締法 制定（昭和 26 年法律第 204 号）	
昭和 34 年		危険物の規制に関する規則 制定（昭和 34 年総理府令第 55 号） 制定時、 <u>危険物の規制に関する規則に混載禁止の規定あり</u> ）
昭和 40 年		・危険物の規制に関する規則が改正（昭和 40 年自治省令第 17 号） ⇒規則第 46 条第 3 号が新設され、第 4 類の危険物と <u>液化石油ガス、圧縮天然ガス、窒素ガス、アルゴン又は炭酸ガスの充てん容器（内容積 120L 未満）との混載が可能となった。</u>
昭和 41 年	一般高圧ガス保安規則 制定（昭和 41 年通商産業省令第 53 号） （制定時、 <u>一般高圧ガス保安規則に混載禁止の規定なし</u> ）	
昭和 46 年		・危険物の規制に関する規則が改正（自治省令第 12 号） ⇒軽微な表記の変更（炭酸ガス→二酸化炭素）。
昭和 51 年	・一般高圧ガス保安規則が改正。（通商産業省令第 35 号） ⇒一般則第 71 条第 4 号（※4）で混載禁止について新たに規定。 ただし、第 4 類の危険物と <u>液化石油ガス、圧縮天然ガス又は不活性ガスの充てん容器等（内容積 120L 未満）</u> であれば混載可能とした。	
平成元年		・危険物の規制に関する規則が改正（自治省令第 5 号） ⇒規則第 46 条第 3 号中「窒素ガス、アルゴン又は炭酸ガス」が「不活性ガス」に変更された。
平成 2 年		・危険物の規制に関する規則が改正（自治省令第 1 号） ⇒混載禁止について、規則第 46 条第 3 号で規定したものを削除し、告示で定めることとした。 ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示が改正。（自治省告示第 5 号） ⇒告示第 68 条の 7（※5）が新設。 <u>このとき、内容積が 120L 以下の容器に充てんされた不活性ガスはすべての危険物と混載可能となった。</u>
平成 8 年	高圧ガス取締法が高圧ガス保安法に改題。これに伴い、混載禁止の規定が一般則第 50 条第 5 号（※6）に移動した。	・危険物の規制に関する規則が改正（自治省令第 32 号） ⇒軽微な表記の変更（高圧ガス取締法→高圧ガス保安法）。

平成 11 年	・一般高圧ガス保安規則が改正（通産省令第 37 号） ⇒アセチレン又は酸素の充てん容器（内容積 120L 未満）と第 4 類第 3 石油類又は第 4 石油類の危険物と混載を可とした。	・危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示が改正（自治省告示第 80 号） ⇒アセチレン又は酸素の充てん容器（内容積 120L 未満）と第 4 類第 3 石油類又は第 4 石油類の危険物と混載を可とした。
平成 29 年	・一般高圧ガス保安法が改正（経産省令第 49 号） ⇒一般則第 50 条第 4 号に国際相互承認圧縮水素自動車燃料容器の規定が追加され、混載禁止の規定が一般則第 50 条第 6 号に移動した。	

※4 一般高圧ガス保安規則第 71 条第 4 号（昭和 51 年）

四 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。 イ 充てん容器等と消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物。ただし、液化石油ガス、圧縮天然ガス又は不活性ガスの充てん容器等（内容積 120L 未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合を除く。 ロ 塩素の充てん容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充てん容器等
--

※5 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 7（平成 2 年）

第 68 条の 7 規則第 46 条第 2 号の告示で定める高圧ガスは次のとおりとする。 一 内容積が 120 リットル未満の容器に充てんされた不活性ガス 二 内容積が 120 リットル未満の容器に充てんされた液化石油ガス又は圧縮天然ガス（第四類の危険物と混載する場合に限る。）
--

※6 一般高圧ガス保安規則第 50 条第 5 号（平成 8 年）

五 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。 イ 充てん容器等と消防法（昭和 23 年法律第 108 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充てん容器等（内容積 120 リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合を除く。） ロ 塩素の充てん容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充てん容器等

2.5.3 今後の検討の方向性

表 2.5-2 によると、まず昭和 34 年に、消防法令において高压ガスと危険物の混載を禁止する規定が設けられた。その後昭和 51 年に、高压法令においても消防法令と同様に、危険物の混載を禁止する規定が設けられた。その後、消防法令において、平成 2 年、平成 11 年に大きな改正があり、平成 11 年に改正された内容については高压法令でもほぼ同時期に改正が行われているが、平成 2 年に改正された内容については高压法令での対応が行われていないことが確認された。これが表 2.5-1 で示した両法令の差異の原因となっている。

高压法令で対応が行われていないことの詳細理由等は不明であったが、消防法令で認められている内容であって、かつその内容が保安上問題ないと考えられるため、消防法に整合させる形で高压法令の改正が必要であると考えられる。

◆ 該当する項目に○

1) 2 段以上の減圧をしたいが、製造届出が必要なため、止むを得ず 1 段減圧とし、消費として対応しているもの

例：SiH₄,NF₃ の ISO コンテナ、カードルからの大量供給

2) 現在すでに 2 段以上の減圧を行っており、製造届出をしているもの

3) その他

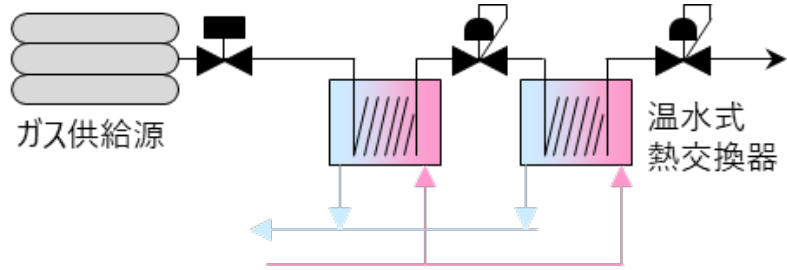
管理番号	A 1	
供給形態の名称	半自動切換え装置	
産業分野&用途	研究用	フロー図 ※届出範囲：赤色
対象ガス種	一般ガス（酸素、窒素、アルゴン）	
流量	(不明) L/min	
圧力 1 次 2 次 3 次	14.7 MPa (シリンダー圧力) 1.0 MPa 以上 1.0 MPa 未満	

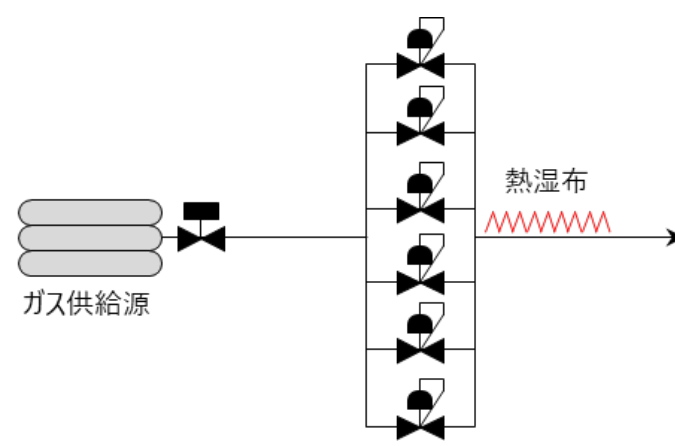
1) 2 段以上の減圧をしたいが、製造届出が必要なため、止むを得ず 1 段減圧とし、消費として対応しているもの

例：SiH₄,NF₃ の ISO コンテナ、カードルからの大量供給

2) 現在すでに 2 段以上の減圧を行っており、製造届出をしているもの

3) その他

管理番号	A2	
供給形態の名称	特殊ガス供給設備（製造設備）	
産業分野&用途	液晶製造	フロー図 
対象ガス種	SiH ₄ , NF ₃	
流量	200～400 L/min	
圧力 1 次 2 次 3 次	8(SiH ₄), 10 (NF ₃) MPa 4.5 MPa 0.4 MPa	

管理番号	A 3	
供給形態の名称	特殊ガス供給設備（消費設備）	
産業分野&用途	半導体製造	フロー図 
対象ガス種	NF3	
流量	2000 L/min	
圧力 1次 2次 3次	10 MPa 0.4MPa Mpa	

◆ 該当する項目に○

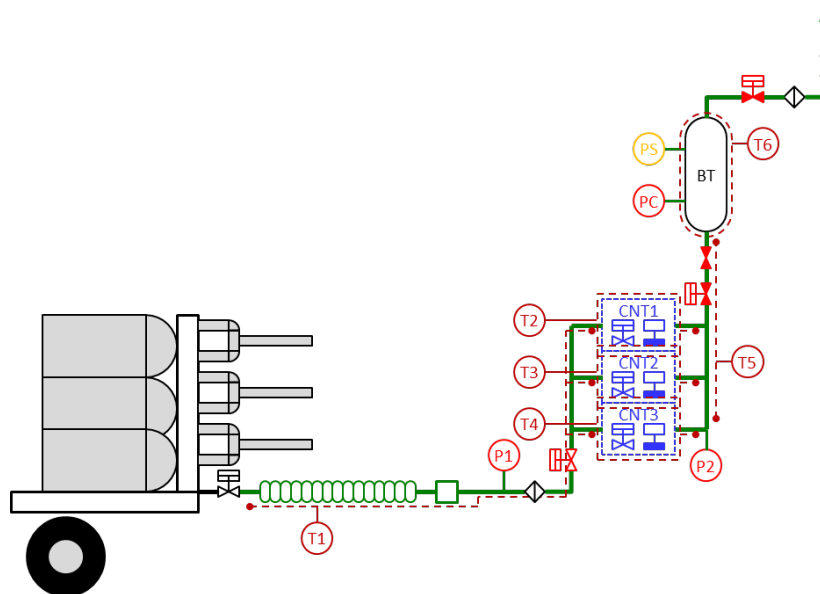
① 2 段以上の減圧をしたいが、製造届出が必要なため、止むを得ず 1 段減圧とし、消費として対応しているもの

例：SiH₄,NF₃ の ISO コンテナ、カードルからの大量供給

2) 現在すでに 2 段以上の減圧を行っており、製造届出をしているもの

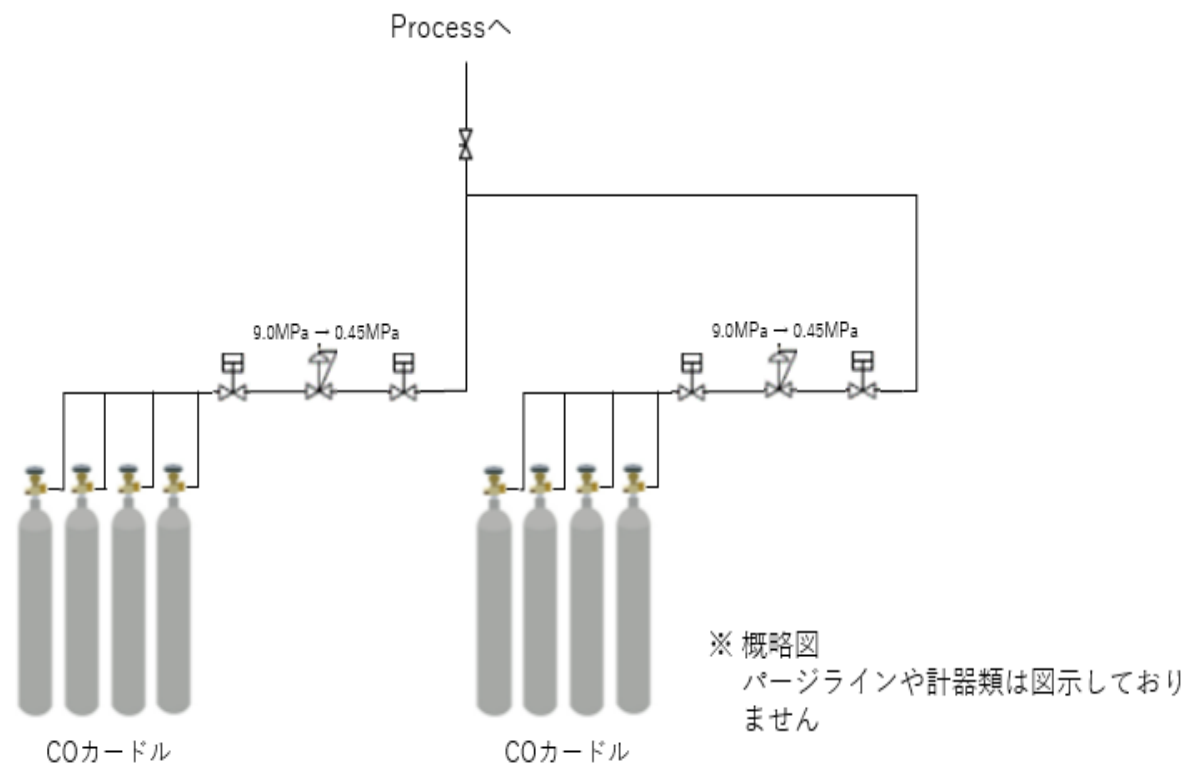
3) その他

理番号	B 1	
供給形態の名称	ISO コンテナ供給設備	
産業分野&用途	半導体製造	フロー図 コントロール弁 (CNT) による 1 段減圧 + 加温
対象ガス種	N ₂ O	
流量	700 L/min	
圧力 1 次 2 次 3 次	7.2 Mpa 0.5 Mpa Mpa	

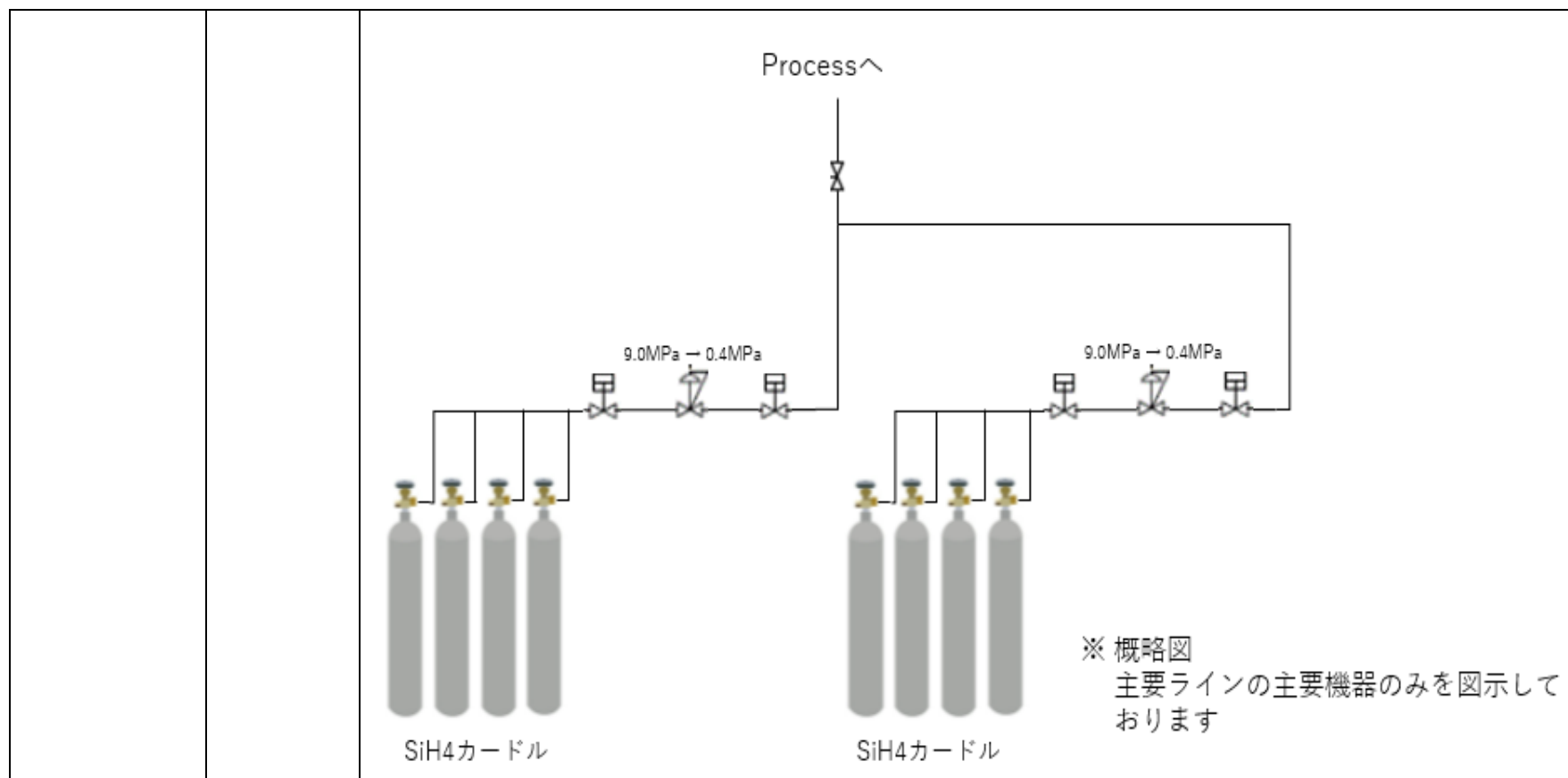


管理番号	B 2	
供給形態の名称	カードル供給設備	
産業分野&用途	半導体製造	フロー図
対象ガス種	C O	
流量	300 L/min	
圧力 1 次 2 次 3 次	9.0 Mpa 0.45 Mpa Mpa	

減圧弁による 1 段減圧



管理番号	B 3	
供給形態の名称	カードル供給設備	
産業分野&用途	半導体製造	フロー図 減圧弁（RV）による 1 段減圧
対象ガス種	SiH4	
流量	100 L/min	
圧力 1 次 2 次 3 次	9.0 Mpa 0.4 Mpa Mpa	



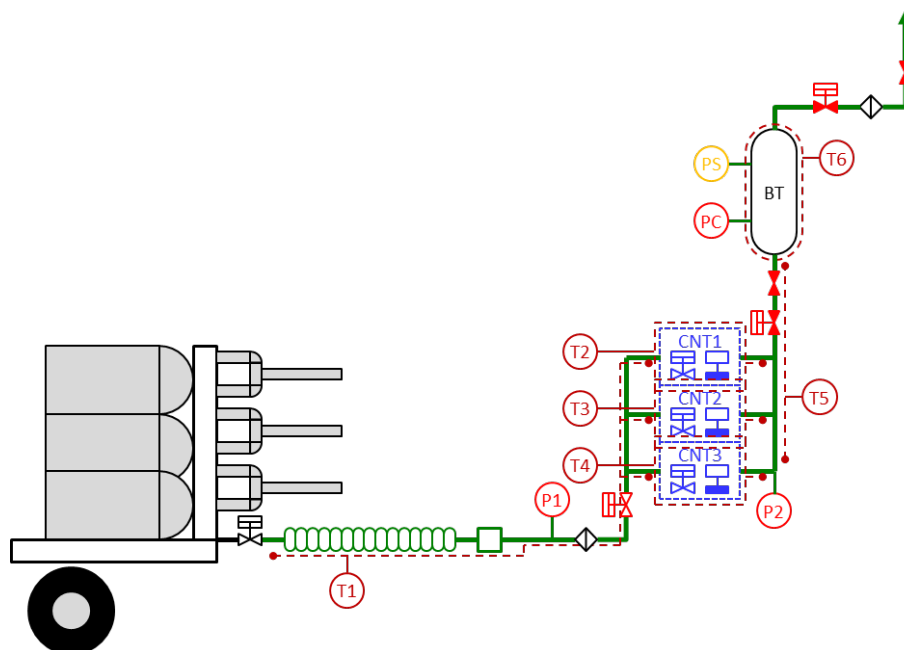
管理番号	B 4	
供給形態の名称	カードル供給設備	
産業分野&用途	半導体製造	フロー図

対象ガス種	NF3	減圧弁（RV）による1段減圧
流量	100 L/min	
圧力 1次 2次 3次	9.0 Mpa 0.4 Mpa Mpa	

※ 概略図
主要ラインの主要機器のみを図示
おります

管理番号	B5
------	----

供給形態の名称	ISO コンテナ供給設備	
産業分野 & 用途	ソーラー	フロー図 コントロール弁による 1 段減圧 + 加温
対象ガス種	SiH ₄	
流量	300L/min	
圧力 1 次 2 次 3 次	9.0 Mpa 0.4 Mpa Mpa	



「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」の見直し対比表（通商産業省立地公害局保安課長通達 元保安第 69 号通達）

現行基準	見直し案	備 考
1. 1 趣旨 在宅酸素療法においては、一般に患者又はその家族等が医療機関等の関係者の指導の下に、一般家庭で圧縮酸素又は液化酸素が取り扱われる。高压ガスを利用するという点に着目した場合、この療法では高压ガス <u>取締法</u> 上の「高压ガス」の製造、消費等が行なわれるため、その取扱形態に応じた規制が適用されることとなる。 したがって、この療法の法令に基づいた安全な<u>普及</u>を図るためには患者周辺の関係者の適切な指導・取り扱いが必要であり、特に販売業者にあつては、患者等に対する法令の遵守の指導等その果たすべき役割はきわめて大きい。 このため、この基準は、主に販売業者が患者又はその家族を指導する際において、法令はもとより、安全確保のために周知させるべき基本的事項をまとめたものである。 1. 2 適用範囲 この基準は、主として在宅酸素療法が適用される患者等に対して酸素を供給又は販売する販売業者が行うべき酸素供給装置の取り扱い及び患者等に対する保安に係る指導事項について規定する。 1. 3 用語の定義 (1) 在宅酸素療法 <u>患者が自宅で</u> 酸素を吸入する療法。 (2) 酸素供給装置 <u>患者に酸素を供給する</u> 装置であつて、圧縮酸素が充 <u>てん</u> される容器を用いるもの及び液化酸素が充 <u>てん</u> される容器を用いるものをい	1. 1 趣旨 在宅酸素療法においては、一般に患者又はその家族等が医療機関等の関係者の指導の下に、一般家庭で圧縮酸素又は液化酸素が取り扱われる。高压ガスを利用するという点に着目した場合、この療法では高压ガス <u>保安法</u> 上の「高压ガス」の製造、消費等が行なわれるため、その取扱形態に応じた規制が適用されることとなる。 したがって、この療法の法令に基づいた安全な<u>普及</u>を図るためには患者周辺の関係者の適切な指導・取り扱いが必要であり、特に販売業者 <u>または点検事業者</u> にあつては、患者等に対する法令の遵守の指導等その果たすべき役割はきわめて大きい。 このため、この基準は、主に販売業者 <u>または点検事業者</u> が患者又はその家族を指導する際において、法令はもとより、安全確保のために周知させるべき基本的事項をまとめたものである。 1. 2 適用範囲 この基準は、主として在宅酸素療法が適用される患者等に対して酸素を供給又は販売する販売業者 <u>または点検事業者</u> が行うべき酸素供給装置の取り扱い及び患者等に対する保安に係る指導事項について規定する。 1. 3 用語の定義 (1) 在宅酸素療法 <u>医師の指導管理により、在宅で患者が</u> 酸素を吸入する療法。 (2) 酸素供給装置 <u>在宅酸素療法に用いる</u> 装置であつて、圧縮酸素が充<u>填</u>される容器を用いるもの及び液化酸素が充<u>填</u>される容器を用いるものをいう。 <u>高压</u>	法の名称を修正 販売業者または点検事業者に変更 診療報酬「在宅酸素療法」の文言を参考にする。介護施設等自宅以外の居宅も想定する。 高压ガス保安法の表記に合わせ「充てん」を「充填」に変更以下、同様の修正を行う。また、現在主流となっている酸素濃縮装置を除くことを規定

現行基準	見直し案	備 考
う。 (3) 液化酸素装置 液化酸素 <u>が充てんされる容器を用いる装置のうち、親容器及び携帯用の子容器等で構成され、親容器から子容器に液化酸素を充てんできるものをいう。</u> (4) 販売業者 高圧ガス <u>取締法</u>（以下「法」という。）<u>第 6 条の許可を受けた者並びに同条第 1 号及び第 2 号により許可を受ける</u> 必要のない者をいう。 (5) 充てん容器等 酸素が充てんされている容器をいう。即ち、酸素が消費された結果、内容物の量が減少している場合であっても、<u>空の状態になっていないものは充てん</u> 容器等に該当する。 2. 酸素供給装置の <u>要件</u> に関する事項 2. 1 説明書の添付 酸素供給装置には、当該酸素供給装置の <u>各部の名称（容器、バルブ、安全弁、圧力計、圧力調整器、加湿器、チューブ等）及び 酸素の性質を示した説明書</u> を添付することとする。	<u>ガス保安法の適用を受けない酸素濃縮装置は除く。</u> (3) 液化酸素装置 液化酸素 <u>を気化、減圧して酸素を患者に供給する装置をいう。装置は液化酸素容器、加温コイル、調整器等を含む。定置用の親容器及び携帯用の子容器で構成され、親容器から子容器に液化酸素を充填できるものをいう。</u> (4) 販売業者 高圧ガス <u>保安法</u>（以下「法」という。）<u>第 20 条の 4 の届出を行った者並びに同条第 1 号及び第 2 号により届出を行う</u> 必要のない者をいう。 <u>(5) 点検事業者</u> <u>在宅酸素療法で使われる酸素供給装置の保守点検業務を受託する医療法施行規則第 9 条の 12 を遵守した者をいう。</u> (6) 充填容器等 酸素が充填されている容器をいう。即ち、酸素が消費された結果、内容物の量が減少している場合であっても充填容器等に該当する。 2. 酸素供給装置の <u>要件</u> に関する事項 2. 1 説明書の添付 酸素供給装置には、当該酸素供給装置の <u>附属品等（バルブ、圧力計、調整器、呼吸同調式デマンドバルブ、チューブ等）を含めた取扱説明書及び酸素の添付文書</u> を添付することとする。	薬機法の「液体酸素気化式供給装置」の定義を一部使用する。 定置・携帯を明確に区別する為 新規追加 JIMGA 自主基準との整合性を取った。 在宅酸素療法用の酸素は医薬品のため、添付文書の添付が義務付けられている。安全弁は構造的にバルブに含まれるものとして削除。現行の装置には、加湿器は備えられていない。現在では、呼吸による吸引と吐出で供給流量を節約する調整器等もあるため、反映。
2. 2 容器、附属品の要件	2. 2 容器、附属品の要件	

現行基準	見直し案	備 考
(1) 容器検査及び附属品検査 容器及び付属品（バルブ、安全弁）は、法に基づく検査（法第 44 条の容器検査又は法第 49 条の 2 の附属品検査）を受けて合格したことが容易に確認できること。また、<u>圧縮酸素が充てんされている容器は黒色に、液化酸素が充てんされている容器はねずみ色にその表面積の 1／2 以上が塗色され、かつ、内容物が酸素である旨明示されていること。</u> (2) 容器再検査及び附属品再検査 (1) の検査に合格した容器及び附属品であって、一定期間を経過したものは法に基づく再検査（法第 49 条の容器再検査又は法第 49 条の 4 の附属品再検査）を受けて合格したものであること。 (3) 特別認可された容器及び附属品 法に基づき <u>通商産業大臣</u> の特別認可を受けた容器及び附属品にあつては、その旨が明らかなものであること。 3 酸素供給装置の操作方法、管理及び点検に関する事項 3. 1 設置上の注意 充 <u>てん</u> 容器等の設置については、原則として販売業者が行い、<u>かつ、屋外に</u> 置くこととする。 <u>ただし圧縮酸素の充てん容器等又は液化酸素の充てん容器等であつて、屋外に置くことが適切でない場合は、室内の適切な場所に置くこととする。</u>	(1) 容器検査及び附属品検査 容器及び付属品（バルブ、安全弁）は、法に基づく検査（法第 44 条の容器検査又は法第 49 条の 2 の附属品検査）を受けて合格したことが容易に確認できること。また、<u>圧縮酸素又は液化酸素が充填されている容器は、法第 46 条に基づく表示がされていること。</u> (2) 容器再検査及び附属品再検査 (1) の検査に合格した容器及び附属品であって、一定期間を経過したものは法に基づく再検査（法第 49 条の容器再検査又は法第 49 条の 4 の附属品再検査）を受けて合格したものであること。 (3) 特別認可された容器及び附属品 法に基づき <u>経済産業大臣</u> の特別認可を受けた容器及び附属品にあつては、その旨が明らかなものであること。 3 酸素供給装置の操作方法、管理及び点検に関する事項 3. 1 設置上の注意 充<u>填</u>容器等の設置については、原則として販売業者 <u>または点検事業者</u> が行い、<u>圧縮酸素の充填容器並びに液化酸素の充填容器等で、屋内に置くことが適切でない場合は、屋外の適切な場所に</u> 置くこととする。 <u>また、販売業者または点検事業者は、患者及び家族に安全に酸素を使用できるよう、適切な情報を提供しなければならない。</u> <u>さらに、販売業者または点検事業者は、患者及び家族に対し、容器の所有者を明確に示すこととする。</u>	法第 46 条に基づく表示に改める。 大臣名が変更 屋外設置用としては中型の圧縮酸素容器を想定する。 現在の在宅酸素療法では中型の圧縮酸素容器使用はたいへん稀である。 液化酸素容器及び携帯用酸素容器は屋内に置いているケースが実態

現行基準	見直し案	備 考
(1) 屋外設置（主として圧縮酸素の充 <u>てん</u> 容器等） ① 充 <u>てん</u> 容器等を置く位置の周囲2メートル以内には、火気 <u>又は</u> 引火性若しくは発火性の物を置かないこと。 ② 充 <u>てん</u> 容器等 <u>を置く位置</u> の周辺には、必要な物以外の物を置かないこと。 ③ 充 <u>てん</u> 容器等は、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること等により、常に温度40℃以下に保つこと。 ④ 充 <u>てん</u> 容器等は立てて置くこと。 ⑤ 充 <u>てん</u> 容器等には転落、転倒による衝撃及びバルブの損傷を防止する次のような措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。 イ．容器を鎖、ロープ等で壁等に固定すること。 ロ．上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。 ハ．水平な場所に置くこと。 ニ．固定プロテクター又はキャップを施すこと。	(1) 屋内設置（主として液化酸素の充<u>填</u>容器等） ① 充<u>填</u>容器等を置く位置の周囲2メートル以内においては、火気 <u>の使用を禁じ、</u> 引火性若しくは発火性の物を置かないこと。 ② 充<u>填</u>容器等を置く位置の周辺には、必要な物以外の物を置かないこと。 ③ 充<u>填</u>容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。 ④ <u>液化酸素の</u> 充<u>填</u>容器等は、<u>立てて</u> 置くこと。 ⑤ 充<u>填</u>容器等には転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する次のような措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。 イ．上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。 ロ．水平な場所に置くこと。 ハ．固定プロテクター又はキャップを施すこと。 ⑥ 充填容器等を置く位置の近辺に、消火能力B-3 当以上の消火器1本を備えること。	屋外設置と屋内設置の規定順序を入れ替え。 ※規定している内容は従来のとおりで、文言の修正のみ行った。 新旧対照表の下線部は、屋内、屋外との対比としている。

現行基準	見直し案	備 考
(2) 屋内設置（主として液化酸素の充 <u>てん</u> 容器等） ① 充 <u>てん</u> 容器等を置く位置の周囲 2 メートル以内には、火気 <u>又は</u> 引火性若しくは発火性の物を置かないこと。 ② 充 <u>てん</u> 容器等を置く位置の周辺には、必要な物以外の物を置かないこと。 ③ 充 <u>てん</u> 容器等は、常に温度 40℃以下に保つこと。 ④ 充 <u>てん</u> 容器等は立てて置くこと。 ⑤ 充 <u>てん</u> 容器等には転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する次のような措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。 イ．上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。 ロ．水平な場所に置くこと。 ハ．固定プロテクター又はキャップを施すこと。<u>(内容積が 5 リットル以下のものを除く。)</u> ⑥ 充てん容器等を置く位置の近辺に、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を備えること。	(2) 屋外設置（主として圧縮酸素の充<u>填</u>容器等） ① 充<u>填</u>容器等を置く位置の周囲 2 メートル以内においては、火気 <u>の使用を禁じ、</u> 引火性若しくは発火性の物を置かないこと。 ② 充<u>填</u>容器等の周辺には、必要な物以外の物を置かないこと。 ③ 充<u>填</u>容器等は、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること等により、常に温度 40℃以下に保つこと。 ④ 充<u>填</u>容器等は、<u>立てて</u> 置くこと。 ⑤ 充<u>填</u>容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する次のような措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。 イ．容器を鎖、ロープ等で壁等に固定すること。 ロ．上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。 ハ．水平な場所に置くこと。 ニ．固定プロテクター又はキャップを施すこと。	屋外設置と屋内設置の規定順序を入替え。 ※規定している内容は従来のとおりで、文言の修正のみ行った。 新旧対照表の下線部は、屋内、屋外それぞれの対比としている。
3. 2 操作方法 患者又はその家族が行う酸素供給装置の基本的な操作方法として、次の事項を示すこととする。 なお具体的な操作方法については当該装置の説明書等に従うことを指導する。	3. 2 操作方法 患者又はその家族が行う酸素供給装置の基本的な操作方法として、次の事項を示すこととする。 なお具体的な操作方法については、当該装置の <u>取扱</u> 説明書等に従うことを指導する。	「説明書等」を「取扱説明書等」に修正 医療機器添付文書を含む

現行基準	見直し案	備 考
(1) 圧縮酸素 <u>容器方式</u> ① 充 <u>てん</u> 容器等は機械的衝撃を加える等粗暴に取り扱わないこと。 ② バルブは静かに開閉すること。 ③ バルブを開くときは圧力計の前に顔を出さないこと。 ④ <u>圧力</u> 調整器を取り付けるときは、接続部に <u>油等</u> の付着その他の異常がないことを確認すること。 ⑤ 使用しない時は容器のバルブを閉めておくこと。 ⑥ 充 <u>てん</u> は家庭において行わないこと。 (2) 液化酸素装置 ① 充 <u>てん</u> 容器等は機械的衝撃を加える等粗暴に取り扱わないこと。 ② 親容器から子容器に液化酸素を充 <u>てん</u> する場合には次の事項を守ること。 (充てん準備) イ. <u>充てんを行うときは、一人で行わないこと。</u> ロ. 充 <u>てん</u> を行う場所は、換気装置を設けるか又は窓や扉を開けて通風に努めるとともに、火気等を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物を <u>たい積した</u> 場所から 5 メートル以上離れた場所であることを確認すること。	(1) 圧縮酸素 ① 充<u>填</u>容器等は、<u>静</u> 機械的衝撃を加える等粗暴に取り扱わないこと。 ② バルブは、<u>静</u> 静かに開閉すること。 ③ バルブを開くときは、<u>圧</u> 圧力計の前に顔を出さないこと。 ④ 調整器を取り付けるときは、接続部に <u>石油類、油脂類</u> の付着その他の異常がないことを確認すること。 ⑤ 使用しない時、<u>及び使用後</u> は容器のバルブを閉めておくこと。 ⑥ 充<u>填</u>は家庭において行わないこと。 (2) 液化酸素装置 ① 充<u>填</u>容器等は、機械的衝撃を加える等粗暴に取り扱わないこと。 ② 親容器から子容器に液化酸素を充<u>填</u>する場合には、次の事項を守ること。 (充<u>填</u>準備) イ. <u>はじめに装置の外観を確認し、装置本体の様子に変わりがないか(霜つき、変形、異音等)、残量計、圧力計などの計器類の故障はないか確認する。安全に注意して充填をすること。特に一人で行う時は、安全に十分注意すること。</u> ロ. 充<u>填</u>を行う場所は、換気装置を設けるか又は窓や扉を開けて通風に努めるとともに、火気等を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物を <u>置いた</u> 場所から 5 メートル以上離れた場所であることを確認すること。<u>なお、装置の設置場所を変更する場合及び酸素を吸入するホースの長さを変更する場合は、販売業者または点検事業者を確認すること。</u>	圧縮酸素容器方式を圧縮酸素に修正 「使用後」のバルブ閉止を追記(一般則第60条16) 独居の利用者が年々増加しており、二人以上いないと移充填できないという規定は現状にそぐわない 現在の液化酸素装置は、取扱方法の指導により、一人で充填可能な仕様・構造となっている。

現行基準	見直し案	備 考
ハ. 充 <u>てん</u> を行う場所の近辺に、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を備えること。 ニ. <u>低温の金属部分に直接手を触れる作業を行うときは、凍傷を防止するための革手袋を着用すること。</u> ホ. 親容器と子容器の接触面に水、<u>油</u>等が付着していないことを確認すること。 (充てん) ヘ. 親容器と子容器が確実に接続されていることを確認した後に充 <u>てん</u>を開始すること。 <u>なお、充てん開始前の子容器を予冷する操作においては、換気に注意すること。</u> ト. 充 <u>てん</u> 中はその場を離れないこととし、充 <u>てん</u> 中に液漏れ等の異常を発見した場合は直ちに充てんを中止すること。 チ. <u>液面</u> 計等により充 <u>てん</u> 量を確認すること。	ハ. 充<u>填</u>を行う場所の近辺に、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を備えること。 ニ. <u>充填を行う時は、凍傷を防止するための保護用手袋を着用し、低温の金属部分に直接触れないこと。</u> ホ. 親容器と子容器の接触面に水、<u>油脂、塵</u> 等が付着していないことを確認 <u>し、親容器と子容器の接触面を清潔な布で拭いてから充填を開始</u> すること。 (充<u>填</u>) ヘ. 親容器と子容器が確実に接続されていることを確認した後に充<u>填</u>を開始すること。 ト. <u>充填中は、液化酸素の衣類への染込みに注意すること。充填中は、その場を離れないこととし、充填中に液漏れ等の異常を発見した場合は、直ちに充填を中止すること。中止後は、酸素供給装置から離れ、ストーブ等の火気の使用を停止し、窓を開けて換気を行い、販売業者または点検事業者に連絡すること。</u> チ. <u>容量</u> 計等により充<u>填</u>量を確認すること。	革製以外の保護手袋も使用されている。 塵などが付着していると、それが接触面に凍り付き、液化酸素が噴出したり、子容器が取れなくなるなどのトラブルになる場合があります。 現在の液化酸素の子容器で予冷の必要な容器は無い為削除

現行基準	見直し案	備 考
(充 <u>てん</u> 完了) リ．充 <u>てん</u> 完了後、親容器から子容器を外すときは、無理な力を加えないこと。 ヌ．液化酸素が床等にこぼれていないことを確認するとともに、親容器及び子容器からガス漏れがないことを確認すること。 もし液化酸素が床等にこぼれていた場合は、十分な換気を行うこと。 ル．<u>携帯用の子容器は横に倒さないこと。</u> 3. 3 患者等が外出する場合の注意 通院、リハビリテーションのための外出又は旅行等のために充 <u>てん</u> 容器等を携帯して鉄道、自動車等に乗車する場合の注意として、次の事項を示すこととする。	(充<u>填</u>完了) リ．充<u>填</u>完了後、親容器から子容器を外すときは、<u>正しい方法で行い</u>、無理な力を加えないこと。<u>親容器と子容器の接続部が凍結して外れ難い場合は、外れるまで自然に溶けるまで数分から数十分待つこと。</u> ヌ．液化酸素が床等にこぼれていないことを確認するとともに、親容器及び子容器からガス漏れがないことを確認すること。 もし、液化酸素が床等にこぼれていた場合は、十分な換気を行うこと。 ル．<u>充填完了後は、少なくとも 30 分間は子容器に再充填しないこと。子容器は取扱説明書等に従って使用すること。</u> 3. 3 患者等が外出する場合の注意 通院、リハビリテーションのための外出又は旅行等のために充<u>填</u>容器等を携帯して鉄道、自動車等に乗車する場合の注意として、次の事項を示すこととする。	携帯用子容器を横に倒さないことについては、取扱説明書に記載があるため、削除した。 子容器の中の圧力が安定せず、吸入出来ない等のトラブルなるケースが多いことから。

- ① 自動車等に充 てん 容器を積載し、又自動車等から荷おろしするときは、容器を粗暴に扱わないこと。
- ② 車内には引火性の物がないことを確認すること。
- ③ 液化酸素の充てん容器等は横に倒さないこと。
- ④ 携帯用以外の充てん容器等は角材等で車両に固定すること。
- ⑤ 充 てん 容器等を常に温度 40℃以下に保つため、太陽光の直射 又は暖房具による加熱を防止する処置を講ずること。
- ⑥ 自動車に 乗車する場合については、特に 次の注意点を守ること。
- イ．換気に注意するとともに、喫煙をしないこと。
- ロ．長距離運行又は悪路を通過した時は、途中適宜安全な場所に停車し、積載した容器の異常の有無を点検すること。
- ハ．駐車するときは付近で火気を使用していない安全な場所を選ぶとともに、車内に充てん容器等を放置したまま、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。
- ニ．携帯用以外の充 てん 容器等を積載する場合は、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を携行すること。
- ホ．携帯用以外の充 てん 容器等を積載する場合 (吸入しながらの積載を除く) は、警戒標を掲げること。
- ヘ．携帯用以外の充 てん 容器等を積載する場合は、漏えいした時等応急処置をとるために必要な資材及び工具を携行すること。
- ト．移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を携行すること。

- ① 自動車等に充填容器等を積載し、又自動車等から荷おろしするときは、容器を粗暴に扱わないこと。
- ② 車内には、引火性 又は発火性 の物がないことを確認すること。
- ③ 子容器は取扱説明書等に従って使用すること。
- ④ 充填容器等を常に温度 40℃以下に保つため、直射日光 又は暖房による加熱を防止する処置を講ずること。
- ⑤自動車に 積載して充填容器を移動する場合は、 次の注意点を守ること。
- イ．換気に注意するとともに、喫煙 及び火気の使用 をしないこと。
- ロ．長距離運行又は悪路を通過した時は、途中適宜安全な場所に停車し、積載した容器の異常の有無を点検すること。
- ハ．駐車するときは付近で火気を使用していない安全な場所を選ぶとともに、車内に充てん容器等を放置したまま、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。
- ニ．携帯用以外の充填容器等を積載する場合は、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を携行すること (ただし、1 本あたりの容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合を除く)。
- ホ．携帯用以外の充填容器等を積載する場合は、警戒標を掲げること (ただし、1 本あたりの容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合を除く)。
- ヘ．携帯用以外の充填容器等を積載する場合は、漏えいした時等応急処置をとるために必要な資材及び工具を携行すること。(た

一般則でも「直射日光」を使用

一般則第 50 条第 9 号の記載ぶりに合わせる。

だし、1本あたりの容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く)。

ト．移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を携行すること (ただし、1本あたりの容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（容器に移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く)。

⑥ 鉄道、バスなどの公共交通機関では、圧縮酸素ガス容器の持込み本数が定められている。また、液化酸素装置の持込みは認められていない場合があるため、事前に十分な確認を行うこと。

交通機関の種類によって高圧ガスの持込みに規制があることを明記する。

現行基準	見直し案	備 考
3. 4 日常点検、定期点検に関する事項 患者又はその家族に対して <u>1 日 1 回以上、酸素供給装置の</u> 点検（日常点検）を行うことを指導するとともに、患者宅に充てん容器等を配送するときには、その都度当該酸素供給装置の点検（配送時点検）を行うこととする。 また、販売業者は <u>3 か月に 1 回</u>、契約等に基づき当該酸素供給装置の点検（定期点検）を行うこととする。<u>なお</u>、当該定期点検は、本来患者等が行うべきものを代行している旨を患者等に知らせることとする。 日常点検等における点検項目は次のとおり。	3. 4 日常点検、定期点検に関する事項 患者又はその家族に対して <u>使用開始時及び終了時に異常有無の点検、1 日 1 回以上の酸素供給装置</u> 点検（日常点検）を行うことを指導する。<u>。また</u>、患者宅に充<u>填</u>容器等を配送するときには、その都度当該酸素供給装置の点検（配送時点検）を行うこととする。 また、販売業者 <u>または点検事業者</u> は、<u>最長 6 か月に 1 回</u>、契約等に基づき当該酸素供給装置の点検（定期点検）を行うこととする。当該定期点検は、本来、<u>医療機関・</u>患者等が行うべきものを <u>販売業者または点検事業者が委託を受け代行し</u> ている旨を患者等に知らせることとする。	・点検の上限期間は6か月とする。
(1) 日常点検 ① 酸素供給装置の外観 ② 圧力計等の指示 ③ 酸素供給装置周辺の火気の有無 ④ 酸素を吸入する部屋の通風、換気状況 ⑤ バルブ等からのガス漏れの有無 ⑥ 消火器及び工具の設置状況	(1) 日常点検 ① 酸素供給装置の外観 ② 圧力計等の指示 ③ 酸素供給装置周辺の火気の有無 ④ 酸素を吸入する部屋の通風、換気状況 ⑤ バルブ等からのガス漏れの有無 <u>⑥ パッキン等が正常な状態であること</u> <u>⑦</u> 消火器及び工具の設置状況	

現行基準	見直し案	備 考
(2) 配送時点検 ① 容器の設置場所の状況（火気等からの距離、温度上昇防止処置等） ② 充てん容器等の転倒防止措置 ③ 液化酸素を充てんした容器の氷結、着霜の有無 ④ バルブ等からのガス漏れの有無 ⑤ バルブ、圧力計、流量計等の異常の有無 ⑥ 油脂類の付着の有無 ⑦ 消火器及び工具の管理 ⑧ 緊急時における連絡先の表示	(2) 配送時点検 <u>① 医薬品ラベルと容器の塗色で酸素が充填されていることの確認</u> <u>② 医薬品医療機器法第 52 条で義務付けられた添付文書の有無</u> <u>③ 酸素供給装置の外観</u> <u>④ 容器の設置場所の状況（火気等からの距離、温度上昇防止処置等）</u> <u>⑤ 充填容器等の転倒防止措置</u> <u>⑥ 液化酸素を充填した容器の氷結、着霜の有無</u> <u>⑦ バルブ、圧力計、流量計等の異常 及びガス漏れ</u>の有無 <u>⑧ 石油類、油脂類の付着の有無</u> <u>⑨ 消火器及び工具の管理</u> <u>⑩ 緊急時における連絡先の表示</u>	流量調整器は医療機器のため、外観検査が必要となるため 添付文書は医療機器と医薬品（酸素）が必要となる

現行基準	見直し案	備 考
(3) 定期点検 ① 圧力計、<u>圧力</u>調整器、<u>安全弁</u>、流量計の機能（ガス漏れの有無、圧力計の<u>ゼロ点確認</u>等） <u>② 漏れ試験</u> 4. 酸素を消費する場所の環境及び換気に関する事項 4. 1 設置場所に関する事項 充 <u>てん</u> 容器等の設置位置に関する注意として、次の事項を示すこととする。 ① 充 <u>てん</u> 容器等のある付近においては火気の使用を禁止すること。 ② 患者が外出すること等で屋内の酸素供給装置を使用しないときは、バルブを閉じ、特に液化酸素が充 <u>てん</u> されている親容器にあつては、蒸発による高濃度の酸素が滞留しないように注意すること。	(3) 定期点検 <u>① 酸素供給装置及び附属品類の外観及び機能</u> <u>② 圧力計、調整器、流量計の機能（ガス漏れの有無、圧力計の <u>指示値</u> 等）</u> <u>③ 容器の設置場所の状況（火気等からの距離、温度上昇防止処置等）</u> <u>④ 液化酸素を充填した容器の氷結、着霜の有無</u> <u>3. 5 酸素を使用する患者またはその家族がとるべき措置</u> <u>患者またはその家族は、次の措置をとるように努めねばならない。</u> <u>① 使用済み容器は、直ちに販売業者または点検事業者へ返却を行うこと。また使用中であっても、原則1年以上継続して留置しないこと。但し各都道府県の容器管理指針において返却期間が定められている場合はそれに従う。</u> <u>② 湿気、水滴、塩分、化学薬品等の付着により、容器の劣化や外面腐食等が進行しやすい場所に容器を保管しないこと。</u> 4. 酸素を消費する場所の環境及び換気に関する事項 4. 1 設置場所に関する事項 充<u>壇</u>容器等の設置位置に関する注意として、次の事項を示すこととする。 ① 充<u>壇</u>容器等のある付近においては火気の使用を禁止すること。 ② 患者が外出すること等で屋内の酸素供給装置を使用しないときは、バルブを閉じ、特に液化酸素が充<u>壇</u>されている親容器にあつては、蒸発による高濃度の酸素が滞留しないように注意すること。	残ガスがある状態での圧力確認となるため、ゼロ点ではなく、指示値確認とする。また、見直し案②に「ガス漏れの有無」とあり、重複することから、漏れ試験は削除する。加えて、安全弁の作動による機能確認は、患者宅の現地において行うことは困難であるため、文言は削除した。 患者宅に容器が滞留することを極力防止するため、新たに規定する。

現行基準	見直し案	備 考
4. 2 吸入する場合の注意 酸素を吸入する場合の注意として、次の事項を示すこととする。 ① 吸入を行う場所においては換気に注意すること。 ② 圧力計、<u>圧力</u>調整器、チューブ等は酸素専用のものを用い、かつ、圧力計は禁油の表示のあるものを用いること。 ③ 吸入を行う場所においては患者以外の者であっても喫煙しないこと。 ④ 流量計は、説明書に従って正しく使用すること。 ⑤ 患者が燃焼器等の火気を操作する場合は、酸素の供給を一時停止すること。	4. 2 吸入する場合の注意 酸素を吸入する場合の注意として、次の事項を示すこととする。 ① 吸入を行う場所においては換気に注意すること。 ② 圧力計、調整器、チューブ等は酸素専用のものを用い、かつ、圧力計は禁油の表示のあるものを用いること。 ③ 吸入を行う場所においては、患者以外の者であっても喫煙しないこと。 ④ 流量計は、説明書に従って正しく使用すること。 ⑤ <u>酸素吸入中は、火気（煙草、ガス器具、ライター、ろうそく、マッチ他）を扱わないこと。</u> ⑥ 患者が燃焼器等の火気を操作する場合は、酸素の供給を一時停止すること。	

5. ガス漏れの場合その他装置が異常になった場合に患者等がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する事項

5. 1 緊急時における措置

酸素供給装置からのガス漏れの場合等装置が異常になった場合は、患者又はその家族は販売業者及び医療機関にその旨通報することを指導するとともに、緊急時に必要な連絡先を酸素供給装置の見やすい場所に明示することとする。

また、次の事項については、患者又はその家族が応急的に取るべき処置方法を示すこととする。

- ① 流量が低下した場合
- ② 容器、バルブ等からのガス漏れの場合
- ③ 安全弁が作動した場合
- ④ チューブ等の火災の場合
- ⑤ 付近が火災の場合
- ⑥ 液化酸素装置のバルブ等の凍結
- ⑦ 液化酸素による凍傷の手当等
- ⑧ 外出中に事故が発生した場合

5. 2 緊急時の連絡に関する事項

患者又はその家族に対して緊急時に連絡すべき必要事項（異常の種類、応急処置の内容等）を示すこととする。

5. ガス漏れの場合その他装置が異常になった場合に患者等がとるべき緊急の措置及び事業者等に対する連絡に関する事項

5. 1 緊急時における措置

酸素供給装置からのガス漏れの場合等装置が異常になった場合は、患者又はその家族は事業者及び医療機関にその旨通報することを指導するとともに、緊急時に必要な連絡先を酸素供給装置の見やすい場所に明示することとする。

また、次の事項については、患者又はその家族が応急的に取るべき処置方法を示すこととする。

- ① 流量が低下した場合
- ② 圧力計、調整器、バルブ等からのガス漏れの場合
- ③ 安全弁が作動した場合
- ④ チューブ等の火災の場合
- ⑤ 付近が火災の場合
- ⑥ 液化酸素装置のバルブ等の凍結
- ⑦ 液化酸素による凍傷の手当等
- ⑧ 外出中に事故が発生した場合、その他高圧ガスの事故（容器の紛失、盗難を含む）が発生した場合
- ⑨ 地震等の自然災害が発生した場合

5. 2 緊急時の連絡に関する事項

患者又はその家族に対して緊急時に連絡すべき必要事項（異常の種類、応急処置の内容等）を示すこととする。

在宅酸素療法用酸素及び装置取扱に関する自主基準

JMG-HOT0001

2022 年 4 月 1 日 第 1 版（制定）

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	1／8

1. 目的

在宅酸素療法においては、一般に患者又はその家族等が医療機関等の関係者の指導の下に、一般家庭で圧縮酸素又は液化酸素が取り扱われる。高圧ガスを利用するという点に着目した場合、この療法では高圧ガス保安法上の「高圧ガス」の製造、消費等が行なわれるため、その取扱形態に応じた規制が適用されることとなる。

したがって、この療法の法令に基づいた安全な普及を図るためには患者周辺の関係者の適切な指導・取り扱いが必要であり、特に販売業者または点検事業者にあつては、患者等に対する法令の遵守の指導等その果たすべき役割はきわめて大きい。

このため、この基準は、主に販売業者または点検事業者が患者又はその家族を指導する際において、法令はもとより、安全確保のために周知させるべき基本的事項をまとめたものである。

2. 対象範囲

この基準は、主として在宅酸素療法が適用される患者等に対して酸素を供給又は販売する販売業者または点検事業者が行うべき酸素供給装置の取り扱い及び患者等に対する保安に係る指導事項について規定する。

3. 用語の定義

- 3.1 在宅酸素療法： 医師の指導管理により、在宅で患者が酸素を吸入する療法。
- 3.2 酸素供給装置： 在宅酸素療法に用いる装置であつて、圧縮酸素が充填される容器を用いるもの及び液化酸素が充填される容器を用いるものをいう。高圧ガス保安法の適用を受けない酸素濃縮装置は除く。
- 3.3 液化酸素装置： 液化酸素を気化、減圧して酸素を患者に供給する装置をいう。装置は液体酸素容器、加温コイル、調整器等を含む。定置用の親容器及び携帯用の子容器で構成され、親容器から子容器に液化酸素を充填できるものをいう。
- 3.4 販売業者： 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第20条の4の届出を行った者並びに同条第1号及び第2号により届出を行う必要のない者をいう。
- 3.5 点検事業者： 在宅酸素療法で使われる酸素供給装置の保守点検業務を受託する医療法施行規則第9条の12を遵守した者をいう。
- 3.6 充填容器等： 酸素が充填されている容器をいう。即ち、酸素が消費された結果、内容物の量が減少している場合であっても充填容器等に該当する。

4. 酸素供給装置の要件に関する事項

4.1 説明書の添付

酸素供給装置には、当該酸素供給装置の附属品等（バルブ、圧力計、調整器、呼吸同調式デマンドバルブ、チューブ等）を含めた取扱説明書及び酸素の添付文書*1を添付することとする。

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	2/8

4.2 容器、附属品の要件

(1) 容器検査及び附属品検査

容器及び附属品（バルブ、安全弁）は、法に基づく検査（法第44条の容器検査又は法第49条の2の附属品検査）を受けて合格したことが容易に確認できること。また、圧縮酸素又は液化酸素が充填されている容器は、法第46条に基づく表示がされていること。

(2) 容器再検査及び附属品再検査

(1)の検査に合格した容器及び附属品であって、一定期間を経過したものは法に基づく再検査（法第49条の容器再検査又は法第49条の4の附属品再検査）を受けて合格したものであること。

(3) 特別認可された容器及び附属品

法に基づき経済産業大臣の特別認可を受けた容器及び附属品にあつては、その旨が明らかなものであること。

5. 酸素供給装置の操作方法、管理及び点検に関する事項

5.1 設置上の注意

充填容器等の設置については、原則として販売業者または点検事業者が行い、圧縮酸素の充填容器並びに液化酸素の充填容器等で、屋内に置くことが適切でない場合は、屋外の適切な場所に置くこととする。

また、販売業者または点検事業者は、患者及び家族に安全に酸素を使用できるよう、適切な情報を提供しなければならない。さらに、販売業者は患者及び家族に対し、容器の所有者を明確に示すこととする。

(1) 屋内設置（主として液化酸素の充填容器等）

- ① 充填容器等を置く位置の周囲 2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置かないこと。
- ② 充填容器等を置く位置の周辺には、必要な物以外の物を置かないこと。
- ③ 充填容器等は、常に温度 40℃以下に保つこと。
- ④ 液化酸素の充填容器等は、立てて置くこと。
- ⑤ 充填容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する次のような措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。
 - イ. 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。
 - ロ. 水平な場所に置くこと。
 - ハ. 固定プロテクター又はキャップを施すこと。
- ⑥ 充填容器等を置く位置の近辺に、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を備えること。

(2) 屋外設置（主として圧縮酸素の充填容器等）

- ① 充填容器等を置く位置の周囲 2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置かないこと。
- ② 充填容器等の周辺には、必要な物以外の物を置かないこと。

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	3/8

- ③ 充填容器等は、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること等により、常に温度 40℃以下に保つこと。
- ④ 充填容器等は、立てて置くこと。
- ⑤ 充填容器等には転落、転倒による衝撃及びバルブの損傷を防止する次のような措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。
 - イ. 容器を鎖、ロープ等で壁等に固定すること。
 - ロ. 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。
 - ハ. 水平な場所に置くこと。
 - ニ. 固定プロテクター又はキャップを施すこと。
- ⑥ 充填容器等を置く位置の近辺に、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を備えること。

5.2 操作方法

患者又はその家族が行う酸素供給装置の基本的な操作方法として、次の事項を示すこととする。
 なお、具体的な操作方法については当該装置の取扱説明書等*2 に従うことを指導する。

(1) 圧縮酸素

- ① 充填容器等は、機械的衝撃を加える等粗暴に取り扱わないこと。
- ② バルブは、静かに開閉すること。
- ③ バルブを開くときは、圧力計の前に顔を出さないこと。
- ④ 調整器を取り付けるときは、接続部に石油類、油脂類の付着その他の異常がないことを確認すること。
- ⑤ 使用しない時、及び使用後*3 は容器のバルブを閉めておくこと。

(2) 液化酸素

- ① 充填容器等は、機械的衝撃を加える等粗暴に取り扱わないこと。
- ② 親容器から子容器に液化酸素を充填する場合には次の事項を守ること。

(充填準備)

- イ. はじめに装置の外観を確認し、装置本体の様子に変わりがないか(霜つき、変形、異音等)、残量計、圧力計などの計器類の故障はないか確認する。安全に注意して充填をすること。特に一人で行う時は安全に十分注意すること。
- ロ. 充填を行う場所は、換気装置を設けるか又は窓や扉を開けて通風に努めるとともに、火気等を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物を置いた場所から 5 メートル以上離れた場所であることを確認すること。なお、装置の設置場所を変更する場合及び酸素を吸入するホースの長さを変更する場合は、販売業者または点検事業者を確認すること。
- ハ. 充填を行う場所の近辺に、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を備えること。
- ニ. 充填を行う時は、凍傷を防止するための保護用手袋を着用し、低温の金属部分に直接触れないこと。

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	4/8

ホ. 親容器と子容器の接触面に水、油、塵*4 等が付着していないことを確認し、親容器と子容器の接触面を清潔な布で拭いてから充填を開始すること。

(充填)

ヘ. 親容器と子容器が確実に接続されていることを確認した後に充填を開始すること。

ト. 充填中は、その場を離れないこととし、充填中に液漏れ等の異常を発見した場合直ちに充填を中止すること。中止後は、酸素供給装置から離れ、ストーブ等の火気の使用を停止し、窓を開けて換気を行い、販売業者または点検事業者に連絡すること。

チ. 容量計等により充填量を確認すること。

(充填完了)

リ. 充填完了後、親容器から子容器を外すときには、正しい方法で行い、無理な力を加えないこと。親容器と子容器の接続部が凍結して外れ難い場合は、外れるまで自然に溶けるまで数分から数十分待つこと。

ヌ. 液化酸素が床等にこぼれていないことを確認するとともに、親容器及び子容器からガス漏れがないことを確認すること。

もし、液化酸素が床等にこぼれていた場合は、十分な換気を行うこと。

ル. 充填完了後は、少なくとも 30 分間は子容器に再充填しないこと。子容器は取扱説明書等に従って使用すること。*5

5.3 患者等が外出する場合の注意

通院、リハビリテーションのための外出又は旅行等のために充填容器等を携帯して鉄道、自動車等に乗車する場合の注意として、次の事項を示すこととする。

① 自動車等に充填容器等を積載し、又自動車等から荷おろしするときは、容器を粗暴に扱わないこと。

② 車内には引火性又は発火性の物がないことを確認すること。

③ 子容器は、取扱説明書等に従って使用すること。

④ 充填容器等を常に温度 40℃以下に保つため、直射日光又は暖房による加熱を防止する処置を講ずること。

⑤ 自動車に積載して充填容器を移動する時は、次の注意点を守ること。

イ. 換気に注意するとともに、喫煙及び火気の使用をしないこと。

ロ. 長距離運行又は悪路を通過した時は、途中適宜安全な場所に停車し、積載した容器の異常の有無を点検すること。

ハ. 駐車するときは、付近で火気を使用していない安全な場所を選ぶとともに、車内に充てん容器等を放置したまま、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。

二. 携帯用以外の充填容器等を積載する場合は、消火能力 B-3 相当以上の消火器 1 本を携帯すること。(ただし、1 本あたりの容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみ

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	5/8

を積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合を除く)。

- ホ. 携帯用以外の充填容器等を積載する場合（吸入しながらの積載を除く）は、警戒標を掲げること。(ただし、1 本あたりの容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合を除く)。
 - ヘ. 携帯用以外の充填容器等を積載する場合は、漏えいした時等応急処置をとるために必要な資材及び工具を携行すること。(ただし、1 本あたりの容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合を除く)。
 - ト. 移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を携行すること。(ただし、1 本あたりの容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等（容器に移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合を除く)。
- ⑥ 鉄道、バスなどの公共交通機関では、圧縮酸素ガス容器の持込み本数が定められている。また、液化酸素装置の持込みは認められていない場合があるため、事前に十分な確認を行うこと。

5.4 日常点検、定期点検に関する事項

患者又はその家族に対して使用開始時及び終了時に異常有無の点検、1 日 1 回以上の酸素供給装置点検(日常点検)を行うことを指導する。また患者宅に充填容器等を配送するときには、その都度当該酸素供給装置の点検（配送時点検）を行うこととする。また、販売業者または点検事業者は最長 6 か月に 1 回、契約等に基づき当該酸素供給装置の点検（定期点検）を行うこととする。

当該定期点検は、本来、医療機関・患者等が行うべきものを販売業者または点検事業者が委託を受け代行している旨を患者等に知らせることとする。

(1) 日常点検

- ① 酸素供給装置の外観
- ② 圧力計等の指示
- ③ 酸素供給装置周辺の火気の有無
- ④ 酸素を吸入する部屋の通風、換気状況
- ⑤ バルブ等からのガス漏れの有無
- ⑥ パッキン等が正常な状態であること
- ⑦ 消火器及び工具の設置状況

(2) 配送時点検

- ① 医薬品ラベルと容器の塗色で酸素が充填されていることの確認
- ② 医薬品医療機器等法第 52 条で義務付けられた添付文書*6 の有無
- ③ 酸素供給装置の外観
- ④ 容器の設置場所の状況（火気等からの距離、温度上昇防止処置等）

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	6/8

- ⑤ 充填容器等の転倒防止措置
- ⑥ 液化酸素を充填した容器の氷結、着霜の有無
- ⑦ バルブ、圧力計、流量計等の異常及びガス漏れの有無
- ⑧ 石油類、油脂類の付着の有無
- ⑨ 消火器及び工具の管理
- ⑩ 緊急時における連絡先の表示

(3) 定期点検

- ① 酸素供給装置及び附属品類の外観及び機能
- ② 圧力計、調整器、安全弁、流量計の機能（ガス漏れの有無、圧力計の指示値等）
- ③ 容器の設置場所の状況（火気等からの距離、温度上昇防止処置等）
- ④ 液化酸素を充填した容器の氷結、着霜の有無

5.5 酸素を使用する患者またはその家族がとるべき措置

患者またはその家族は、次の措置をとるように努めねばならない。

- ① 使用済み容器は、直ちに販売業者または点検事業者に返却を行うこと。また使用中であっても、原則 1 年以上継続して留置しないこと。但し、各都道府県の容器管理指針において返却期間が定められている場合は、それに従う。
- ② 湿気、水滴、塩分、化学薬品等の付着により、容器の劣化や外面腐食等が進行しやすい場所に容器を保管しないこと。

6. 酸素を消費する場所の環境及び換気に関する事項

6.1 設置場所に関する事項

充填容器等の設置位置に関する注意として、次の事項を示すこととする。

- ① 充填容器等のある付近においては、火気の使用を禁止すること。
- ② 患者が外出すること等で屋内の酸素供給装置を使用しないときは、バルブを閉じ、特に液化酸素が充填されている親容器にあっては、蒸発による高濃度の酸素が滞留しないように注意すること。

6.2 吸入する場合の注意

酸素を吸入する場合の注意として、次の事項を示すこととする。

- ① 吸入を行う場所においては換気に注意すること。
- ② 圧力計、調整器、チューブ等は、酸素専用のものを用い、かつ、圧力計は、禁油の表示のあるものを用いること。
- ③ 吸入を行う場所においては、患者以外の者であっても喫煙しないこと。
- ④ 流量計は、説明書に従って正しく使用すること。
- ⑤ 酸素吸入中は、火気(煙草、ガス器具、ライター、ろうそく、マッチ他)を扱わないこと。
- ⑥ 患者が燃焼器等の火気を操作する場合は、酸素の供給を一時停止すること。

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	7/8

7. ガス漏れの場合その他装置が異常になった場合に患者等がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する事項

7.1 緊急時における措置

酸素供給装置からのガス漏れの場合等装置が異常になった場合は、患者又はその家族は、販売業者または点検事業者及び医療機関にその旨通報することを指導するとともに、緊急時に必要な連絡先を酸素供給装置の見やすい場所に明示することとする。

また、次の事項については、患者又はその家族が応急的に取るべき処置方法を示すこととする。

- ① 流量が低下した場合
- ② 圧力計、調整器、バルブ等からのガス漏れの場合
- ③ 安全弁が作動した場合
- ④ チューブ等の火災の場合
- ⑤ 付近が火災の場合
- ⑥ 液化酸素装置のバルブ等の凍結
- ⑦ 高圧ガスの事故（容器の紛失、盗難を含む）が発生した場合、その他高圧ガスの事故（容器の紛失、盗難を含む）が発生した場合
- ⑧ 地震等の自然災害が発生した場合

7.2 緊急時の連絡に関する事項

患者又はその家族に対して緊急時に連絡すべき必要事項（異常の種類、応急処置の内容等）を示すこととする。

以 上

注釈について

4. 酸素供給装置の要件に関する事項

*1 4.1 説明書の添付 酸素の添付文書

令和元(2019)年12月4日公布の改正薬事法ならびに令和3(2021)年1月29日公布の改正省令により発出された令和3(2021)年2月19日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「医薬品等の注意事項等情報の提供について」(薬生安発0219第1号)にて、電子化された添付文書をスマートフォン等で参照する際に使用する符号(GS1コード)を表示することとされており、添付文書が付属していない製品に切り替えが進んでいる。本改正における「紙面の添付文書」を同梱が認められる期限は、2023年8月までである。

*2 5.2 操作方法

「取扱説明書等」に医療機器添付文書を含む。添付文書に関する説明は、*1と同様。

*3 5.2 操作方法 (1) 圧縮酸素⑤

「使用後」のバルブ閉止を追記（一般則第60条16）

分類：基準	在宅酸素療法用酸素及び装置 取扱に関する自主基準	文書番号：JMG-HOT0001	
主管：在宅酸素部会		第1版	8／8

- *4 5.2 操作方法（2）液化酸素（充填準備）ホ.
塵等の付着→接触面の凍り付きで液化酸素が噴出、子容器が脱着不可等のトラブルになる場合があるため
- *5 5.2 操作方法（2）液化酸素（充填完了）ル.
30 分間再充填しない→子容器の中の圧力が安定せず、吸入出来ない等のトラブルとなるケースが多いため
- *6 5.4 日常点検、定期点検に関する事項（2）配送時点検 ②医薬品医療機器法等第 52 条で義務付けられた添付文書
添付文書に関する説明は、*1 と同様。

制定・改訂履歴

版数	年月日	制定・改訂内容	作成 (主管)
第1版 (制定)	2022年4月1日	新規作成	在宅酸素部会

本省記入欄	回答日	平成 2 8 年 7 月 7 日	受付番号	H28-高- 1
-------	-----	------------------	------	----------

法令照会

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

平成 2 8 年 7 月 7 日	
【都道府県等名】	(外部の事業者からのお問い合わせ)
【課室名】	—
【法律名・関係条文】	高圧ガス保安法第 5 6 条の 6
【内容】	高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号。以下「法」という。）第 5 6 条の 6 中「特定設備検査合格証の交付を受けている者」には、「特定設備とともに特定設備検査合格証を譲渡された者」が含まれるのか確認したい。
【理由・背景等】	現在、特定設備検査合格証を高圧ガス保安協会等へ返納する場合は、「特定設備検査を受け、特定設備検査合格証の交付を受けた者」（以下「交付を受けた者」という。）が返納を行っているところであるが、当該「交付を受けた者」には、「特定設備とともに特定設備検査合格証を譲渡された者」（以下「譲渡された者」という。）が含まれ、譲渡された者からの高圧ガス保安協会等への特定設備検査合格証の返納が可能か確認したい。
【自治体の回答案】	(該当なし)
【高圧ガス保安室回答】	法第 5 6 条の 6 中「特定設備検査合格証の交付を受けている者」には、譲渡された者が含まれるものと解釈する。 特定設備検査制度が創設された昭和 5 0 年の高圧ガス取締法改正時の逐条解説の 1 7 6 P において、「特定設備の譲渡があった場合に、（中略）特定設備とともに特定設備検査合格証を譲渡するのが通常であろう。」としているところであり、特定設備の譲渡を受けた者が、当該特定設備及び特定設備検査合格証の管理を行うものと考えられる。 その上で、当該特定設備がくず化された場合などにおいては、法第 5 6 条の 6 の規定に基づき、交付を受けた者は特定設備検査合格証の返納を行うこととなるが、上記のとおり、特定設備検査合格証の管理は、譲渡された者が行っていることから、返納の際に、譲渡された者から交付を受けた者を經由して高圧ガス保安協会等に返納する必要は必ずしも無いと考えられる。 ただし、返納を受ける高圧ガス保安協会等が、特定設備検査合格証が適切に譲渡された上で返納されていることを確認する必要があることから、譲渡された者が直接高圧ガス保安協会等に返納する場合は、特定設備検査合格証が適切に譲渡されたことを証する書類等を添付した上で返納することが、適切であると考えられる。

旅券法に定める旅券を紛失している場合の取扱について

・旅券法では、旅券（以下「パスポート」という。）の発給から返納までについて以下の通り規定している。

（一般旅券の発給の申請）

旅券法第3条 一般旅券の発給を受けようとする者は、（中略）都道府県知事を経由して外務大臣に（中略）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。

以下 略

（旅券の二重受給の禁止）

旅券法第4条の2 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができない。

（一般旅券の発行）

旅券法第5条 外務大臣又は領事官は、第3条の規定による発給の申請に基づき、（中略）有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。 以下 略

2～5 略

（紛失又は焼失の届出）

旅券法第17条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券を紛失し、又は焼失した場合には、遅滞なく、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、（中略）その旨を届け出なければならない。

以下 略

（旅券の失効）

旅券法第18条 旅券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一～五 略

六 前条第1項又は第4項の規定による届出があつたとき。

【概要】

- 旅券法第3条では、パスポートの発給を受けようとする者は、外務大臣宛にパスポートの発給を申請しなければならない旨規定されている。
- 旅券法第4条の2では、所持しているパスポートが有効な限り、重ねての発給を禁じる旨規定している。パスポートを紛失した場合、紛失の届け出をしない限りパスポートは有効であるため、新規発給ができない。
- 旅券法第5条では、外務大臣は発給の申請に基づいて、パスポートを発行する旨規定している。
- 旅券法第17条では、パスポートの名義人に対して、パスポートを紛失したときは各都道府県知事を経由して外務大臣に届け出る旨規定している。当該窓口は各都道府県の旅券事務所となっている。
- 旅券法第18条では、同法第17条の規定による紛失の届け出を行うことで、パスポートが失効する旨規定している。

旅券法施行規則（以下、この項では「規則」という。）

（紛失又は焼失の届出）

規則第13条 法第17条第1項の規定による紛失又は焼失の届出をするに当たっては、（中略）紛失一般旅券等届出書一通に、紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する書類及び旅券の名義人の写真を添えて、提出しなければならない。

【概要】

- 規則第13条では、パスポートの名義人は、紛失の届出をするに当たり、紛失一般旅券等届出書（規則様式）に紛失の事実を証明又は疎明する書類を添付して届け出る旨規定している。
「紛失の事実を証明する書類」とは警察署へ遺失の届け出を行い、当該届け出が受理されたことを証明する書類（警察証明）である。また、「疎明する書類」とは、紛失一般旅券等届出書であり、当該届出書内の「紛失等の経緯」欄に紛失した際の「時期」「場所」「状況」等を具体的に記載したものである。
- パスポートは悪用防止の観点から、紛失の際は遺失の届け出を行うことを義務付けている。

（返納）

旅券法第19条

1～4 略

- 5 旅券の名義人が現に所持する旅券が前条第1項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当してその効力を失ったとき、（中略）、遅滞なくその旅券を返納しなければならない。

【概要】

- 旅券法第19条では、パスポートの名義人は自身のパスポートが失効したときは遅滞なく返納しなくてはならない旨規定している。失効した場合とは、同法第18条に規定する以下の場合をいう。
 - ・旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失ったとき。
 - ・パスポート発給の申請を行い、パスポート発行日から6か月以内にパスポートを受領しなかったとき。
 - ・パスポートの有効期間が満了したとき。
 - ・一往復用のパスポートの名義人が本邦に帰国したとき。
 - ・パスポートの記載事項の変更等に伴い、新たなパスポート発給の申請のために返納されたパスポートに代わるパスポートの発行があったとき。
 - ・パスポート紛失の届け出があったとき。
- パスポートを紛失した場合、紛失の届け出を行うことで当該パスポートは失効するが、紛失の届け出後に当該パスポートを発見した場合には、それを返納しなければならない旨を定められている。
- 旅券法では、パスポートの返納を怠った場合の罰則は規定していない。

【まとめ】

- パスポートの発給を受けようとする者は、外務大臣宛にパスポートの発給を申請し、外務大臣は発給の申請に基づいて、パスポートを発行する。
- パスポートの二重発給は禁じられている。
- パスポートを紛失した場合、パスポートの名義人は、遅滞なく都道府県に出頭のうえ、公証力を有する書類とし警察証明を添付又は警察証明が交付されない場合は、疎明※する書類を添付の上、外務大臣にパスポートの紛失を届け出なければならない。
※紛失した際の「時期」「場所」「状況」等を具体的に記したもの
- パスポートを紛失し、再発行を希望する者は、一旦紛失したパスポートについて上述の紛失

の届け出を行い、当該パスポートを失効させた上でなければ、新たなパスポートは発給されない。

■ 次のいずれかに該当する場合、パスポートは失効するため、当該パスポートは遅滞なく返納しなければならない。

- ・ 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失ったとき。
- ・ パスポート発給の申請を行い、発行日から6か月以内に受領しなかったとき。
- ・ パスポートの有効期間が満了したとき。
- ・ 一往復用のパスポートの名義人が本邦に帰国したとき。
- ・ パスポートの記載事項の変更等に伴い返納されたパスポートに代わる、新たなパスポートの発行があったとき。

■ 以上を踏まえ、旅券法ではパスポート二重発給防止の観点から、以下の様に規定している。

- ・ パスポートを紛失した場合は、警察証明等を添付した上で、遅滞なくパスポート紛失の届け出を外務大臣宛に行うことを義務付けている。
- ・ 再度パスポートの発給を希望する場合は、紛失の届け出を行い、旧パスポートを失効させた上で、新規発給の申請を行わなければならない。
- ・ 失効した全てのパスポートは、紛失の届け出を行ったものを除き、遅滞無く返納しなければならない。
- ・ 有効なパスポートの記載事項等を変更する場合、当該パスポートを一旦返納し、失効させた上で、新規発給を受けなければならない。

このように、旅券法においてパスポートは、二重発給防止を旨とし、その発給から失効・返納まで、厳格な管理を求めている。特定設備検査合格証の様な再交付の制度は存在しない。

以上

労働安全衛生法に定める第一種圧力容器検査証を紛失している場合の取扱について

・労働安全衛生法では、第一種圧力容器検査証の交付から返還までについて以下の通り規定している。

労働安全衛生法

(製造時等検査等)

第38条 1～2 略

3 特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者、(中略)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(検査証の交付等)

第39条 略

2 労働基準監督署長は、前条第3項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 略

(使用等の制限)

第40条 前条第1項又は第2項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(中略)は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

ボイラー及び圧力容器安全規則

(落成検査)

第59条 第一種圧力容器を設置した者は、法第38条第3項の規定により、当該第一種圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 略

2～3 略

(第一種圧力容器検査証)

第60条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格した第一種圧力容器又は前条第1項ただし書の第一種圧力容器について、第一種圧力容器検査証(様式第6号)を交付する。

2 第一種圧力容器を設置している者は、第一種圧力容器検査証を滅失し、又は損傷したときは、第一種圧力容器検査証再交付申請書(様式第16号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、その再交付を受けなければならない。

一 第一種圧力容器検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 第一種圧力容器検査証を損傷したときは、当該第一種圧力容器検査証

【概要】

- 特定機械等として労働安全衛生法施行令で定められた第一種圧力容器を設置した者は、労働安全衛生法(以下、この項において「法」という。)第38条に基づき、労働基準監督署長の検査を受けなければならない旨定められている。当該検査は、ボイラー及び圧力容器安全規則(以下「ボイラ則」という。)により、落成検査と規定されている。
- 落成検査を実施した労働基準監督署長は、当該落成検査が合格した時、第一種圧力容器を設置した者に対して法第39条の検査証である第一種圧力容器検査証(以下「検査証」という。)を交付している。
- 法第40条の使用等の制限は、検査証の交付を受けていない第一種圧力容器は使用できない旨、及び、検査証を受けた第一種圧力容器は、検査証とともにするのでなければ、譲渡又は貸与できない旨の規定である。
- 法第40条の規定には、法119条に基づき検査証の有効期間を経過した第一種圧力容器を

使用した場合における罰則、及び、法１２０条に基づき譲渡等を行った場合における罰則が設けられている。(50万以下の罰金等)

- ボイラ則第６０条第２項の再交付は、第一種圧力容器を設置している者が、検査証を滅失又は損傷した場合に、労働基準監督署長に申請し、検査証の再交付を受けなければならない旨の規定であり、検査証を滅失した場合は、その旨を明らかにする書面を提出することを定めている。当該書面の記載内容に係る法的な規定はないが、各労働基準監督署の運用において、滅失日時、滅失場所、滅失事由等の記載を求めている。

労働安全衛生法

(検査証の有効期間等)

第41条 検査証の有効期間(中略)は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

- 2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録性能検査機関」という。)が行う性能検査を受けなければならない。

ボイラー及び圧力容器安全規則

(第一種圧力容器検査証の有効期間)

第72条 第一種圧力容器検査証の有効期間は、一年とする。

(性能検査等)

第73条 第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係る第一種圧力容器及びその配管の状況について、性能検査を受けなければならない。

- 2 登録性能検査機関は、性能検査に合格したとき、第一種圧力容器について、その第一種圧力容器検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

【概要】

- 検査証は有効期間が定められており、ボイラ則第７２条より検査証の有効期間は１年と規定されている。また、有効期間の更新を受けるためには、日本ボイラ協会等の登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。
- 有効期間を経過した検査証は無効となり、当該第一種圧力容器は法第４０条の検査証の交付を受けていない第一種圧力容器となり、使用を禁止されることになる。
- ボイラー及び圧力容器安全規則の解説において、検査証は性能検査の有効期間が記入され、これらの検査に合格していることを示す証となるものであり、第一種圧力容器を設置した者が適切に管理すべきものと記載されている。

ボイラー及び圧力容器安全規則

(第一種圧力容器検査証の返還)

第83条 事業者は、第一種圧力容器の使用を廃止したときは、遅滞なく、第一種圧力容器検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

【概要】

- ボイラ則第８３条では、第一種圧力容器の使用を廃止した場合、遅滞なく、検査証を廃止報告書に添付し所轄労働基準監督署長に返還しなければならない旨規定している。
- 当該廃止時に検査証が紛失している場合の対応は、ボイラ則上定められていないが、各労働局の指針等において、廃止時に検査証を紛失している場合は、廃止報告書に紛失の旨を記載する、紛失状況の詳細を記した別紙を添付する等が求められている。

【まとめ】

- 第一種圧力容器を設置する者であるユーザーは、労働基準監督署長の落成検査を受け、その落成検査に合格した証として検査証が交付された後でなければ、第一種圧力容器を使用できない。また、検査証に記入された有効期間を経過した場合、検査証は無効となり、第一種圧力容器を使用できない。
- ユーザーは、検査証の有効期間の更新を受けるために、登録性能検査機関の性能検査を受検しなければならない。検査証は性能検査の有効期間が記入され、これらの検査に合格していることを示す証となるものであるから、ユーザーが適切に管理すべきものとされている。
- 検査証を滅失した場合、ユーザーは、検査証の再交付を受けなければならない。検査証の再交付を怠った場合、検査証の有効期間の更新のための性能検査を受けることができなくなるため、第一種圧力容器の使用を禁止されることになる。
- 再交付の申請を行うにあたって、検査証を滅失している場合には「その旨を明らかにする書面」の添付が求められている。当該書面の記載内容に係る法的な規定はないが、各労働基準監督署の運用において、滅失日時、滅失場所、滅失事由等の記載を求めている。
- 第一種圧力容器の使用を廃止した場合、ユーザーは、遅滞なく、検査証を廃止報告書に添付し、所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。
- 当該廃止時に検査証が紛失している場合の対応は、ボイラ則上定められていないが、各労働局の指針等において、廃止時に検査証を紛失している場合は、廃止報告書に紛失の旨を記載する等が求められている。
- 以上を踏まえ、労働安全衛生法では、検査証について以下の様に特定設備検査合格証に比して厳格な管理を求めている。
 - 第一種圧力容器を設置している者であるユーザーに対して検査証が交付され、検査証の有効期間においてのみ第一種圧力容器の使用を認めている。
 - 検査証は、検査証の有効期間において使用できることを示す証であり、ユーザーは、検査証を滅失した場合、再交付を受けなければならない旨義務付けられている。
 - 検査証は、第一種圧力容器の使用を廃止した場合、遅滞なく返還することが義務付けられている。

しかし、上記の廃止に係る届け出を行うにあたって検査証を紛失している場合に、各労働局の指針等により廃止報告書に紛失の旨を記載等により対応することが定められている。

以上

道路交通法に定める運転免許証を紛失している場合の取扱について

・道路交通法（以下「道交法」という。）では、運転免許証（以下「免許証」という。）の交付から返納までについて以下の通り規定している。

（運転免許）

道交法第 8 4 条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2～5 略

（免許の申請等）

道交法第 8 9 条 免許を受けようとする者は、その者の住所地（中略）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書（中略）を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。

2～3 略

（免許の拒否等）

道交法第 9 0 条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（中略）に対し、免許を与えなければならない。 以下 略

2～14 略

（免許証の交付）

道交法第 9 2 条 免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行なう。 以下 略
2 略

【概要】

- 道交法第 8 4 条では、自動車等を運転しようとする者は、免許を受けなければならない旨規定している。
- 道交法第 8 9 条では、免許を受けようとする者は、所轄の公安委員会に申請し、運転免許試験を受けなければならない旨規定している。
- 道交法第 9 0 条では、公安委員会は運転免許試験に合格した者に対して、免許を与えなければならない旨規定している。
- 道交法第 9 2 条では、免許は免許証を交付して行う旨規定している。

道路交通法施行規則（以下、この項において「規則」という。）

（免許証の再交付の申請）

規則第 21 条

1 略

2 法第 9 4 条第 2 項に規定する免許証の再交付の申請は、別記様式第十七の再交付申請書を提出して行うものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類（中略）を添付しなければならない。

一 当該申請に係る免許証（当該免許証を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足る書類）

二～三 略

（免許証の記載事項の変更届出等）

道交法第 9 4 条

1 略

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき（中略）は、その者の住所地（中略）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 （中略）前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、内閣府令で定める。

以下 略

【概要】

- 道交法第 9 4 条第 2 項では、免許を受けた者は、免許証を紛失した場合、再交付の申請ができる旨規定している。
- 規則第 21 条第 3 項第 1 号では、免許証の再交付申請書には紛失の事実を証するに足る書類を添付しなければならない旨規定している。紛失の事実を証するに足る書類とは、各都道府県警察によって様式は異なるが、紛失の「時期」、「場所」、「具体的な状況」を書き記したものをいう。
- 道交法において、紛失した免許証の再交付を希望しない場合、免許証を紛失したことを届け出る義務は法令上規定されていない。本件について、千葉県警察にヒアリングしたところ、免許証は身分証明書となるため、悪用防止のため紛失した際は遺失の届け出を最寄りの警察に届け出ることが推奨される旨の回答があった。

（免許証の返納等）

道交法第 107 条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 免許が取り消されたとき。

二 免許が失効したとき。

三 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

2～4 省略

【概要】

- 道交法第 107 条では免許証は取り消されたとき、失効したとき、又は再交付後に元の免許証が見つかった場合、当該免許証を返納しなければならない旨規定されている。
- 当該規定に違反した者に対する罰則は、同法第 121 条で規定されており、2 万円以下の罰金又は科料に処する旨規定されている。

【まとめ】

- 免許証の交付を希望する者は、運転免許試験に合格し、所轄の公安委員会から免許証の交付を受けなければならない。
- 免許証を紛失した場合、紛失の届出義務はないが、免許証は身分証明書も兼ねることから、悪用防止のため、警察へ免許証の遺失を届け出ることが推奨される。
- 免許証を紛失した者は、再交付の申請を行うことができる。
- 再交付申請書には、紛失の事実を証明する書類（紛失の「時期」、「場所」、「具体的な状況」を書き記したもの）を添付することが義務付けられている。
- 免許証は取り消されたとき、失効したとき又は再交付後に元の免許証が見つかったときは、すみやかに返納することが義務付けられており、返納を怠った場合に係る罰則が定められている。
- 以上を踏まえ、道交法では免許証の悪用防止の観点から、以下の様に規定している。
 - 免許証を紛失し再交付を希望する場合は、紛失の事実を証明する書類を当該申請書に添付することが義務付けられている。
 - 再交付後、紛失した免許証を発見した場合や、有効期間の満了等で免許証が失効した場合には、当該免許証を返納することが義務付けられ、返納を怠った場合の罰則が定められている。

このように、道交法において免許証は、身分証明書となる等、公証力を有するものであるため、その交付から返納にわたり、厳格な管理が求めている。加えて、自動車の運転者は運転する際に常に有効な免許証を携帯することが義務付けられており、警察官は、免許の提示を求めることができる旨定められている。これらの規定によって、免許証の不正使用や悪用の防止が未然に図られている。

以上

健康保険法に定める被保険者証を紛失している場合の取扱について

- ・健康保険法では、被保険者証（以下「保険証」という。）の交付から返納までについて以下の通り規定している。

健康保険法施行規則（以下、この項において「規則」という。）

（被保険者証の交付）

規則第47条 全国健康保険協会は、厚生労働大臣から、法第39条第1項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、様式第9号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。

中略

2 健康保険組合は、法第39条第1項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき、又は被保険者等記号・番号を変更したときは、様式第9号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。

3～4 略

【概要】

- 規則第47条では、全国健康保険協会及び健康保険組合（以下、「保険者」という。）は、事業所に使用される者（以下、「被保険者」という。）の資格の取得の確認等を行ったときは、保険証を被保険者に交付しなければならない旨規定している。

（被保険者証の再交付）

規則第49条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 氏名、性別及び生年月日

三 再交付申請の理由

2 ～3 略

4 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を保険者に返納しなければならない。

5 第1項の規定による被保険者証の再交付の申請、第3項の規定による被保険者証の再交付及び前項の規定による被保険者証の返納は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

【概要】

- 規則第49条では、被保険者は、保険証を失ったときは、遅滞なく再交付申請書を被保険者を使用する事業所の事業主（以下、「事業主」という。）を経由して保険者に提出しなければならない旨規定している。
- 規則第49条第4項では、保険証の再交付を受けた後、失った保険証を発見したときは、直ちに、事業主を経由して保険者に返納しなければならない旨規定している。

(被保険者証の返納)

規則第51条 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。 中略

2 略

3 被保険者の資格喪失により事業主が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4～5 略

【概要】

- 規則第51条では、事業主は、被保険者が資格を喪失したとき等は、遅滞なく、保険証を回収して、これを保険者に返納しなければならない旨規定している。
 - 規則第51条第3項では、被保険者の資格喪失により事業主が返納すべき保険証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない旨規定している。
 - 規則第51条第3項に基づく返納の際の「やむを得ない場合」の運用について、保険者である全国健康保険協会及び日本年金機構に問い合わせを実施した。
 - ・規則に記載されていること以外に、通達等による運用及び解釈に係る文書はない。
 - ・返納の際に、保険証を紛失し、資格喪失届に保険証を添付出来ない場合は、「やむを得ない場合」に該当するものとし、保険証の再交付をしてまでの返納は行っておらず、「健康保険被保険者証回収不能届」を提出し保険証の添付に変える措置を行っている。
 - ・回収不能対象者には、後日、被保険者あてに「健康保険被保険者証の無効のお知らせ」が送られる。
 - ・上記の措置については、全国健康保険協会と日本年金機構の間で指針等により定めている。
- (参考) 全国健康保険協会以外の各保険組合でも、返納の際に、保険証を添付出来ない場合、回収不能な保険証の返納に係る対応を指針等で定めているが、当該届の記載事項は、各保険組合により異なっていた。下記に当該届に記載されていた代表的な事項を記載する。
- ・保険証の記号及び番号
 - ・被保険者の氏名、住所、電話番号及び生年月日
 - ・保険証を返納出来ない理由
 - ・資格取得日及び喪失日
 - ・保険証返納を催促した経緯
 - ・解退職の理由
 - ・被保険者の近況
 - ・被保険者の傷病状況
 - ・賃金、退職金などの被保険者に対する未払金の有無
 - ・事業主の所在地、事業所名称、事業主名及び電話番号

【まとめ】

- 全国健康保険協会及び健康保険組合（以下、「保険者」という。）は、事業所に使用される者（以下、「被保険者」という。）の資格の取得の確認を行ったときは、被保険者を使用する事業所の事業主（以下、「事業主」という。）を経由して、被保険者に保険証を交付しなければならない。
- 被保険者は、保険証を紛失した際は、遅滞なく再交付申請書を事業主を経由して保険者に提出しなければならない。
- 被保険者は、保険証の再交付を受けた後、失った保険証を発見したときは、直ちに、事業主

を經由して保険者に返納しなければならない。

- 事業主は、被保険者が資格を喪失したときは、保険証を回収して、「やむを得ない場合を除き」資格喪失届に保険証を添えて返納しなければならない旨省令で定められている。
- 上記の「やむを得ない場合」の運用について、保険者である全国健康保険協会及び日本年金機構に問い合わせを行った結果、保険証を紛失し、資格喪失届に添付できない場合は、「やむを得ない場合」に該当するものとし、「健康保険被保険者証回収不能届」を提出することで保険証の添付に変える旨の方法が指針等で定められていることがわかった。
- 以上を踏まえ、健康保険法においては、保険証を紛失した際の再交付及び資格を喪失した際の保険証の返納について省令で定めている。また、資格喪失により保険証を返納する際に保険証を紛失している場合、保険者においては、省令に定められている「やむを得ない場合」の措置に基づき、回収不能な保険証の返納に係る対応が指針等で定められている。

以上

消防法に定める完成検査済証等を紛失している場合の取扱について

・消防法では、完成検査済証及びタンク検査済証の交付から返納までについて以下の通り規定している。

(完成検査)

消防法第11条第5項 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

危険物の規制に関する政令(以下、この項において「政令」という。)

(完成検査の手続)

政令第8条 法第11条第5項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。

2 略

3 市町村長等は、完成検査を行った結果、(中略)技術上の基準(中略)に適合していると認めたときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。

4～6 略

【概要】

- 消防法第11条第1項では、指定数量以上の危険物を取り扱う製造所等を設置及び位置、構造又は設備を変更しようとする者は、製造所等ごとに市町村長等の許可を受けなければならない旨規定している。
- 消防法第11条第5項では、第1項の規定による許可を受けた者は、製造所等を設置したとき等は、市町村長等が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない旨規定している。
- 政令第8条3項では、市町村長等は、完成検査を行った結果、技術上の基準に適合していると認めたときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付する旨規定している。

(完成検査済証の再交付)

政令第8条 1～3 略

4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。

5 略

6 第3項の完成検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを十日以内に完成検査済証の再交付をした市町村長等に提出しなければならない。

【概要】

- 政令第8条第4項では、完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる旨規定している。
- 政令第8条第6項では、完成検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを10日以内に完成検査済証の再交付をした市町村長等に提出しなければならない旨規定している。

(製造所等の廃止)

消防法第12条の6 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

【概要】

- 消防法第12条の6では、製造所等の所有者等は、当該製造所等の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない旨規定している。
- 規則第8条では、製造所等の用途の廃止の届出の様式を規定しているが、届け出に添付する書類については規定がない。
- 製造所等を廃止した際の完成検査済証の返納に係る規定はない。
- 法的には、製造所等の廃止届出書に添付する書類の規定はないが、製造所等の所有者が、市町村へ廃止届出書を提出する際の完成検査済証の返納について、市町村で定めている指針等を調査した。

市町村	調査した指針等	廃止届出書に添付する書類	廃止届出書に添付する許可証等を紛失している際の運用
豊田市	製造所等の用途廃止の届出	許可証、完成検査済証 等	記載なし
堺市	危険物製造所等廃止届出書	許可証、完成検査済証 等	記載なし
京都市	用途廃止の届出	完成検査済証 等	廃止届出書に紛失している旨を記載
静岡市	危険物製造所等廃止届出書	許可証、完成検査済証 等	廃止届出書とは別に紛失届を提出

- ・多くの市町村で、製造所等の廃止届出書に完成検査済証の添付を求めている。
- ・当該済証を紛失している場合は、当該届出書に紛失している旨を記載するか、当該届出書とは別に紛失届の提出を求めている市町村があった。

(参考) 静岡市が、製造所等の廃止届出書に添付を求めている許可書等を紛失している場合に提出する紛失届の記載事項は下記の通り。

- ・設置者の住所、氏名
- ・設置場所
- ・製造所等の別
- ・貯蔵所又は取扱所の区分
- ・設置許可証／完成検査証の年月日及び番号

【まとめ】

- 危険物を取り扱う製造所等を設置しようとする者は、製造所等ごとに市町村長等の許可を受けなければならない。
- 許可を受けた者は、製造所等を設置したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた証として完成検査済証が交付された後でなければ、これを使用してはならない。
- 完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を紛失した際は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。
- 完成検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを10日以内に完成検査済証の再交付をした市町村長等に提出しなければならない旨規定されており、期限を定めて厳しい運用を求めている。
- 完成検査済証の交付を受けた者は、当該製造所等の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨

を市町村長等に届け出なければならないが、廃止の届け出に係る細かな定めは省令に規定されていない。

- 製造所等を廃止する際の廃止に係る届け出について、市町村で定めている指針等を調査したところ、当該届け出に完成検査済証の添付を求めている市町村があった。また、廃止の際に当該済証を紛失している場合は、下記の対応を指針等で定めている市町村があった。

- ・届出書に紛失している旨を記載
- ・届出書とは別に紛失届を提出

- 以上を踏まえ、消防法においては、製造所等の設置の許可を受けた者は、完成検査済証が交付されていないと製造所等を使用することができない。また、交付を受けた完成検査済証に係る再交付について省令で定めている。

製造所等を廃止する場合は、市町村長等に届け出ることが省令で定められているが、当該届け出に係る市町村の指針等を調査したところ、当該届け出に完成検査済証の添付を求めている市町村もあることから、製造所等が使用されている間は、完成検査済証を保持している必要があると考える。なお、廃止に係る届け出を行うにあたって完成検査済証を紛失している場合に、当該届け出に紛失している旨記載する等の措置を指針等で定めている市町村もあった。

以上